

社会的分業の展開と小ブルジョワ経済の形成 ：ヨークシャー「人頭税報告書」の分析

フナヤマ, エイチ / 船山, 榮一 / FUNAYAMA, Eiichi

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

10

(開始ページ / Start Page)

71

(終了ページ / End Page)

114

(発行年 / Year)

1958-12-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017482>

社会的分業の展開と

小ブルジョワ経済の形成

——ヨークシャー「人頭税報告書」の分析——

船 山 榮 一

- 一、はしがき
- 二、社会的分業検出の史料
- 三、社会的分業展開の実態
- 四、小ブルジョワ経済の形成と市場構造
- 五、むすび
- 一 はしがき

本稿は「人頭税報告書」Poll-Tax Returns に基づく職業別人口構成を検討することによって、十四世紀末葉のヨークシャー西

部 (West Riding 及び Houden) における社会的分業の状態を
実証的に明らかにしようとするものである。

さて、一般に資本主義の歴史的発展における第一の基本的契機は、「直接生産者〔層〕の現物経済の商品経済への転化」⁽¹⁾、すなわち小ブルジョワ経済の一般的出現であり、第二の契機が、かかる「商品経済の資本主義経済への転化」⁽²⁾、すなわち小ブルジョワ的生産者層の両極分解による資本・賃労働関係の形成であることは、改めていうまでもない。ところで、右の第一の転化は「社会的分業——孤立した個々の生産者がただ一つの産業部門の仕事に専門

化すること——⁽¹⁾ によつて行われる」こと、これまた周知のところである。したがつてその中から資本・賃労働関係を自生的に生み出してゆく小ブルジョワ経済の形成(資本主義形成の歴史的起点)を問題にしようとするならば、まずもつて、直接生産者相互間の商品生産・流通の実存条件をなすところの社会的分業が、農村内部⁽²⁾においてどの程度まで進展しているかを具体的に検出する作業が必要とされるであらう。

これをイギリス史に即していうならばこうもいえよう。すなわち、十四世紀中葉以降、賦役農奴制を全面的に覆えしつゝ、しかも生産物地代段階を一挙に飛び越えて、貨幣地代の一般的成立を出現せしめ、十五世紀のいわゆる「労働者・農民の黄金時代」へと歸結して行つた過程は、その背後に農村の生産者相互間における商品経済が、すでにかんがりの規模において進展しつゝあつたことを端的に告知するものといわねばなるまい。ただし、封建農民のもとにおける貨幣地代の形成が一時的にかなりみられるとしても、それが主として中世都市その他の遠隔地市場をめざす商品生産に基づくものであつて、農村内部に豊かな市場圏形成の展望を欠除する場合には、極端な場合としてはかの十六世紀以降の東ドイツにおける如く、いわゆる「再版農奴制」へ逆転する事態さえ看取されるからである。

而して、マナー制度崩壊の原動力が、基本的には農村内部の生産者相互間における商品経済の展開にほかならず、しかも比較史

的にみて叙上の如き特殊イギリス的動向が打ち出されているとすれば、この商品経済の優越的な展開をば、これを支える社会的分業の深みにまで遡つて改めて究明しなければならぬ。いうまでもなく、社会的分業の存在形態とこれに基づく市場構造の検討を俟つてはじめて、この段階における商品生産の性格規定とその展開水準を云々しうる基準が、ヨリ具体的に示されうるばかりでなく、それぞれの国における「封建的危機」の深さと、以後の再編過程にみられる各国の動向を比較しうる立場を獲得することができると思われるからである。

同様のことは、最近行われたいわゆる「寄生地主制論争」に関連してもいわれなければならないではあるまいか。周知のように、この論争における重要な一争点は、絶対王政成立期におけるブルジョワ的発展の存否をめぐるものであつた。論争の一方の見解では、この段階の農民層がある程度まで商品生産者化していることを承認しつゝも、それは一義的に遠隔地向けの特産物商品生産であつて何ら局地的市場圏を構成する如きものではなく、イギリスに即していえば、小ブルジョワ経済の形成(したがつてまた、農民層の両極分解⁽³⁾)は、ほゞ十六世紀中葉以降に開始されると断定されている。この論争に看られる対立は、単にあれこれの史実にかかわる問題というよりは、むしろ根底において、与えられた史実を把握する理論上の対立に根ざしているかに思われることは、すでに諸先学によつて指摘されているところである。⁽⁴⁾ この点は、

われわれこの期時を研究する者が銘記すべきことであろうが、その上でなお、実証という側面でも果されるべき問題が依然として残されているのではあるまいか。というのはこうである。

絶対王政成立期における小ブルジョワ的・ブルジョワ的發展を否定しつつ、この時期の農村に看られる商品生産が直ちにもっぱら遠隔地市場のためのものであると主張される場合、単に特定の個別経営の分析などではなく、そうした商品生産に基づく社会的分業がかなり広範囲の地域全体にわたって検証され、その上でなお、それが局地的な内部市場を形成する如き必然性を有するものではなく、基本的には隔地間商業に結びつくもののみであったことを実証的且つそれに基づき理論的根拠を挙げて明示されない限り、そうした主張が充分に説得的であるとはいいたないのである。ともかくもこの段階における商品生産が、はたして遠隔地市場に特産物商品生産に限られていたのであるか、あるいはいわゆる局地的市場圏を形成しつつあったのか（然りとすればいかなる拡がりや深さを以て展開されていたのか）、あるいはまた、以上の両者がどのような構成をとって並存し、絡み合っていたのであるか、すべてこうした問題に答えるためには、やはり同じくその商品生産の基盤をなしている、社会的分業の展開度及び内部構成の克明な分析が必須条件であろう。

繰返すが、いま論争における問題点を実証という側面に限ってさえ、この段階の農村における商品生産を直ちに遠隔地市場を

ぞす特産物商品生産のみと規定される前に——当時、著るしく高い分布密度を以て、しかも全国的に看取される農村市場町の簇生をどう把握するかという問題をさしあたり問わぬとしても——以上の如き作業を果されたのちに右の主張を根拠づけられるべきであった、と思われるのである。

もちろん、われわれは小ブルジョワ的發展を単にそれだけとして確認することを以て事終りなどと考えようとするものではない。そうした発展にも拘わらず、「封建的危機」を経過したのち、封建的土地所有が再び息を吹き返したかの如くこれを巻き返しつつ、絶対王政の成立へと再編成することを可能にした経済的基礎が、改めて問われなければならぬであろう。だが、そのための必要な一階程として、「寄生地主制論争」によって提起された問題を受けとめ、論争を一層生産的にするためにも、まずさし当って素材的にせよ、能うる限り当時の社会的分業の状態を析出しておく必要を感じるといふまでである。

この段階における社会的分業を検出する作業は、これまでもある程度まで試みられて来た。しかし遺憾ながいずれも史料制約のためかなり断片的たるを免れず、その地域的範囲はアト・ランダムに与えられた一ハンドレッド内の十数ヶ村を越えることができなかつた。こゝに整理・紹介するものも一特定地域たるヨークシャー西部に限られており、且つイギリス絶対王政の成立から約一世紀を遡る十四世紀末に関するものである。⁽⁸⁾しかし以下に記

す如く、一つのまとまった広範囲の地域を包含しており、また、のちに毛織物工業の最大の中心地の一つに成長してゆく当地域がこの時期にいかなる状態にあったか、という関心をも含めて、研究史上のブランクを多少なりとも埋めるための一素材として提示したいと思う。⁽⁹⁾ なお、本稿はまた、かつてイングランド東部地方における社会的分業の展開を扱った前稿⁽¹⁰⁾の史料的不充分さを補充する筆者の研究ノートたる意味をもつことともなるであろう。

註(1) N・レーニン「いわゆる市場問題について」大月書店版

レーニン全集、第一巻、九二頁。

(2) いうまでもなく、イギリス——ないし、一般に西ヨーロッパ——では、資本主義の形成が中世都市における商品経済の単なる延長からではなく、まさに農村においてこれと対抗しつつ形成された商品経済の裡から展開されたのであるから。

(3) 吉岡昭彦「絶対王制立期の農民層『分解』」福島大学経済学会編「寄生地主制の研究」所収、吉岡昭彦・山田舜「寄生地主制について」、「歴史学研究」一九一号、などを参照。
 (4) さしあたり、堀江英一「民富」「商学論集」二四巻三号、大塚久雄「寄生地主制論争の問題点」「歴史学研究」一九二号、安良城盛昭「日本経済史研究の当面する課題(2)」「思想」四〇七号、などを参照。

(5) この場合、一特定地域を選定するに当っては若干の方法論的考慮を要する。ただし、一国全体についての検証が可能である場合は別として、ある地域をとりあげる場合に、

たとえば極端なケースとして、そこが極めて後進的地帯であり、当面する時期における経済的発展の動向を示す指標的地域たりえぬような場所をとりあげて論じてもほとんど無意味であろう。他方、われわれには大特権都市の圧倒的影響下にある地帯もまた、必ずしも適当であるとは思われない。なぜなら、そこに見られたかもしれない小ブルジョワ的發展の芽は、多くの場合、大特権都市の圧倒的な商品流通網にまきこまれ、再編成された結果として、極めて歪められた形態しか見出せないであろうからである。

(6) 米川伸一「中世イギリスにおける『農村市場』の成立」『社会経済史学』二二巻 三号参照。

(7) 資本主義の発展を国内市場の形成という観点から究明しようとする場合、すでに指摘されている如く、素材的に社会的分業の展開のみでなく、市場価値ないし生産価格の形成、並びに資本・賃労働への階級分化等の問題も併せて検討されなければならないが、本稿では、さしあたりそれらのうち最も基底的条件をなす最初の問題にのみ限定して、他は別稿に俟ちたい。

(8) 絶対王政成立期の問題という課題からすれば、十五世紀末葉の史料が望まれるのであるが、筆者にはこの時期に関する適当な史料を見出しえなかつた。しかしここでとりあげた史料の分析によっても、上述の如き課題の究明にある程度まで役立つものと考ええる。

(9) 本稿においては以上のような社会的分業の素材的検出にのみ課題を限定し、当地域に関する領主制的土地所有の構造やその解体の問題は、これをひとまず捨象する。筆者の準備不足という消極的理由からのみでなく、領主制的土地

所有の崩壊を可能ならしめた客観的諸条件を当面の課題に即して明らかにすることが、まずさしあたって必要であると思われるからである。

④ 拙稿「絶対王政成立期における社会的分業の存在形態」〔歴史学研究〕二〇七号。

二 社会的分業検出の史料

さて、同一時点における社会的分業の検出をかなりの地域的ひらがりにおいて、しかもある程度まで定量的に行うためには、個別村落ないし個別マナーの史料ではほとんど不可能であり、むしろ何らかの国家的史料を使用しなければならぬが、当面の目的に利用しうる史料は、目下のところ極めて限られているといわなければならぬ。その数少ない史料のうち、十四世紀末については『人頭税報告書』Poll-Tax Returns の若干のものが好個の素材を提供している。

これは元来、王室の財政的必要から一三七七年以後、全国的規模において一定年令以上の全住民（僧侶、乞食を除く男女）に課せられた「人頭税」Poll-Taxを徴収する際に作製された記録である。記録者である各地それぞれの〈constable〉によって記載様式は一定せず、極めて多様であるが、一般に「村落」ごとに担税者の氏名と、地位に応じて課せられた徴収額が記載され（この記載様式をいま第一型と呼んでおく）、また若干の地域についてはこれに加えて担税者の身分ないし職業名、更に担税者相互の家族

関係が併記されている場合がある（これを第二型と呼んでおく）。したがってこの第二型の『報告書』が与えられている場合には、住民の職業別人口構成を整理・検討することによって当面の目的に利用することができるのである。⁽¹⁾

⑤ Rotuli Collectorum Subsidii Regi A Laicis Anno Secundo Concessi In Westrythyngo In Comitatu Eboraci」と題された一三七九年の『人頭税報告書』（これを第一史料と呼んでおく）、及び同年の Houden 郡に関する『報告書』（第二史料）は、ともにこの第二型記載様式に属するものであり、⁽²⁾これらに包含されている地域を表示すれば第一表の如くである。見られる如く、ウエスト・ライディングを構成し相隣接する十二の「郡」Wapentake

第 1 表

郡 名	村落数
Strafford	56
Osgodcrosse	52
Tykhill	35
Stayncrosse	41
Aggebrig	39
Clarrowe	96
Staycliff	76
Ansty	32
Barkeston	45
Morlay	60
Skyrak	46
Yukros	9
Houden	46
合 計	587

ウエスト・ライディング

E・R

と、Barkston 郡の東に連なるイースト・ライディングの一ハン
ドレット (Houden) の合計十三郡に關するものであり、ここに
含まれた村落はおよそ六〇〇ヶ村を数える。印刷された本史料に
は編集者の解説が附されていないので厳密に確かめることはでき
ないが、これらの村落は『報告書』の記載を仔細に検討した限り
ではウェスト・ライディングの全村落を包括していると思われ
⁽³⁾る。また史料そのものの欠損部分もほとんどない。⁽⁴⁾したがってわ
れわれはこれを以てヨークシャー西部における諸村落の、少くも
も庄倒的部分が記載されていると考えてよからう。

ところで、記載の仕方は各記録者が異なるため、各「郡」ごと
に、また時には同一郡内でも、「村落」によって相異なる場合が看
取される。そこで次に、この雑多な記載様式をいくつかの項目に
整理しつつ検討し、筆者の読み取り方についてふれておこう。

〔1〕一三七九年の「人頭税」は僧侶・乞食を除く十六才以上
の各男女に対してそれぞれ個別的に課せられている。ただし夫婦
のみは兩人を以て課税上の一単位と見做される。⁽⁵⁾

〔2〕課税額は担税者の身分と経済的地位に応じて多様であ
る。通例、農民、労働者、奉公人等は四ペンスを課せられており
、これが基準をなす。大多数の手工業者及び一部の商人は六ペ
ンスを徴収されており、各種の商人層においては一二ペンスが通例
である。しかし彼らにはそれ以上の額を課せられている例もかな
り多い。フランクリン、総借地農は二シリング以上に達する場合

もしばしば見出される。⁽⁶⁾

第一史料においては、標準課税額たる四ペンスの担税者につ
ては奉公人 (Seruiens) 下僕 (Famulus etc.) を除いて、担税者の
職業名は記載されていない。⁽⁷⁾したがって後掲の第3表以下ではこ
の職業名の記載なき者をすべて仮に「農民」の項目に分類したが、
第二史料と対比すれば明らかのようにこの中には農民以外の、特
に労働者が相当数混在していることを予めお断りしておく(第二
史料についてのみ農民 < Husbandman > と労働者 < Laborer >
とを分離して表示しえた)。

〔3〕本稿では、各村落の「戸数」ではなく、『報告書』に現
われた職業「人口」を表記した。当『報告書』の記載様式では以
下の行論において明らかとなるように「戸数」を確定することが
かなり困難であるという理由によるのみでなく、当面の目的にと
っては、むしろ「職業人口」を確定する方がより妥当であると考
えられるからである。その場合、「職業人口」の算定方法は次の
如き基準に従った。

〔例示1〕

- (a) Thomas Whytet & Isabella vx ejus, Walker..... vjd.
(b) Johannes Hower & Agnes vx ejus, iijjd.

標準的と思われる記載例では右の如くまず夫の氏名が現われ、次
にその妻の名が記される。なお、(a)の場合、職業名が次の如く夫
の氏名の直後に記されている例も混在している。

(c) Robertus de Rytte, *Tailour*, & Johanna vx ejus vjd. のちに記す如く、妻ないし息子(娘)が夫または父とは異なった独自の職業名を記されている例からも推定しうるように、当時の生産者のもとでは右の(a)(b)(c)例の場合には妻も夫の職業に従事しているものと考え⁽⁸⁾、これらをそれぞれ二名と数える。すなわち(a) || 縮絨工二名、(b) || 「農民」二名、(c) || 仕立工二名。したがって

(d) Wilhelm Milner, *Taylor* vjd.
 (e) De Alicia Ouslyn, *Laborer* iijd.
 (f) Cecilia Orliance iijd.

の如く、夫または妻の氏名の記載がなく、明らかに配偶者を欠くと見做される場合には各一名と数える。以上の如き記載例が大部分を占めてゐる。

〔例示Ⅰ〕

(a) Willemus Wright, *Carpenter*, & vx ejus vjd.
 (b) Henricus Wylde & vx ejus iijd.
 (c) Johannes del Pole & vx iijd.

の如き例においては、ともに妻の名が省略され、(c) 例では更に vxor ejus の vx ejus の「彼の」が省略されたものと考へ、(a) || 大工二名、(b) (c) || 「農民」各二名の如く数える。

〔例示Ⅱ〕

(a) Robertus de Brelay Agnes vx ejus, *Dicker*, vjd.
 (b) Johannes de Elmesalle, *Marcer*, Johanna vx ejus xld.

(c) Johannes Swayne Matilda vx iijd.

これらの例は夫の氏名と妻の名の間に & vx ないし & et vx が省略されたものと見做して各二名と数える。ただし、かかる記載様式が見出される同一村落において、明白に配偶者を欠いている者については、その村落住民記載の末尾に一括して

(d) Johannes Ffox iijd.
 (e) Cecilia Warde iijd.

の如く前例と区別して記されてゐるからである。

〔例示Ⅲ〕

(a) Alicia vx Roberti iijd.
 (b) Elena que fuit vx Willemi iijd.

の如き記載例では、当然にそれぞれ Robertus なし Willemus の妻「寡婦」として一名と数える。

〔例示Ⅳ〕

(a) De Johanne de Messyngham, *Fflesherwer*, et Alicia vx ejus, *Braciatrice* ijs.
 (b) De Johanne Spender, *Husband*, et Anabilla vx ejus, *Braciatrice*, vjd.
 (c) De Thomas del Cotes, *Theker*, et Alicia vx ejus, *Webster*, vjd.

このように夫の職業名と異なる妻の職業名が記載されている事例も見出される。この場合には(a)例では肉屋一名、醸造人一名、

例では農民一名、醸造人一名 (c)例では屋根葺一名、織布工一名の如くに算定する。なお、上記(a)及び(b)例のように妻が夫の職業とは別に醸造人である例は、特に Horden 郡においてかなり多数看取される。以上は担税者が夫婦なうし独身者に限られる場合であるが、家族内に夫婦以外の担税者を含む場合は次の如くである。

〔例示Ⅵ〕

- (a) De Thoma WALTERSON, Husband, et Agnete vx ejus iijjd.
 - De Emma filia ejus, Webster vjd.
 - (b) De Ricardo Menthorp, Tailleur, et Isabella vx ejus vjd.
 - De Willelmo filio ejusdem, Pulter vjd.
- ここでは、息子なうし娘が親とは異った独自の職業名を記されているが故に、(a)例では農民二名、織布工一名、また(b)例では立上二名、Pulter 一名と計算する。したがってまた

- De Willelmo Pnyder, Husband, et Alicia vx ejus, Laborer, iijjd.
- (c) De Petronilla filia ejus, servant iijjd.

の如きは農民一名、労働者一名、奉公人一名と数える。

〔例示Ⅶ〕

- Johannes atte Halle Cecilia vx ejus, Smith vjd.
- (a) Willelmus filius iijjd.
- Thomas filius iijjd.
- Henricus frater ejus iijjd.

- Adam de Went Emmet vx ejus iijjd.
- (b) Ricardus filius ejus iijjd.
- Amisia filia ejus iijjd.
- Matilda Wynk, Webster vjd.
- (c) Ricardus filius ejus iijjd.

これらの例に見られるように、世帯主の記載の次にその息子なうし娘たる担税者名が記載されているが、その職業名が附記されていない場合がある(かかる例では、その息子なうし娘の課税額はすべて四ペンス)。こうした場合には息子なうし娘は一応、父親の職業に従事していると見做し、(a)例では鍛冶屋五名、(b)例では〔農民〕四名、(c)例では織布工二名と計算する。したがって

- De Johanne Wybet, Smyth, et Johanna vx ejus Braiciatrice, ijs.
- (d) De Ricardo filio ejusdem iijjd.

の如き事例では、鍛冶屋二名、醸造人一名とする。

〔例示Ⅷ〕

- Philippus de ffolowode & Dionisia vx ejus iijjd.
- (a) Thomas seruiens ejus iijjd.
- Willelmus Boxouer & Emma vx ejus, Souter vjd.
- (b) Willelmus Belamy seruiens ejus iijjd.
- Willelmus Spynk, Taylour vjd.
- (c) Johanna seruiens ejus iijjd.

Alicia serviens ejus iijjd.
 Johannes serviens ejus iijjd.
 Willelmus serviens ejus iijjd.

以上の如く、一名から数名に及ぶ奉公人を雇っている事例もしばしば見出される。この場合、算定は(a)例では「農民」二名、奉公人一名、(b)例では靴屋二名、奉公人一名、(c)例では仕立工一名、奉公人四名とする。

仮に奉公人が雇主の職種に従事しているものとすれば、ひとしく奉公人と分類されても、彼らのたずさわる職業はそれぞれ異なることになるが(たとえば、上例では農業、靴製造業、仕立業等々)、ここでは奉公人をその従事職種によって再分類することはしない。というのは、奉公人が叙上の如き特定職種に従事しているか、ないし純然たる家事労働に従事しているかを区別することが、当史料からは不明であることのほかに、

(d) Johannes serviens iijjd.
 の如く奉公人の雇主の不明の者及び

(e) Thomas serviens Ade del Gren iijjd.
 と雇主名が記載されている場合にも、その雇主及びその職種を追跡することが困難である事例がしばしば見出されるからである。したがって本稿では繁雑さを避けるため、奉公人はそれとして一括しておく。なお、奉公人には独身者のみでなく

(f) Walterus, serviens Willelmi Boxouer, & Elena

vx ejus iijjd.
 Willelmus, serviens Nicholai Taylour, & Emma
 vx ejus iijjd.

如く妻帯者であると読みとりうる例も看取されることを附記しておく。

職業人口の算定法はおおよそ以上の如くである。上記の諸例からも推察されるように、当『報告書』に現われた限りでは姓名から暗示される職業と実際の職業とは必ずしも一致しない。本稿では全く割愛するが『人頭税報告書』はまた、十四世紀末葉におけるイギリス農民、あるいはひろく生産者の家族構成を究明するための史料としても、今後の分析を待っていることを指摘しておきたい。

註(1) 「人頭税報告書」の史料的価値一般についてはさしあた
 ら Ch. Oman, *The Great Revolt of 1381*, pp. 158 ff.;
 W. G. Hoskins, *The Midland Peasant, Introduction*,
 p. xvii. 等を参照。

前掲拙稿をも含む諸氏の論稿において「人頭税報告書」を小ブルジョワ的な社会的分業検出の史料として用いたことについて、近來、若干の批判が寄せられているので、とりあえずここで一言しておきたい。

すなわち、吉岡昭彦氏はこういわれている——「『人頭税報告書』その他類似の史料はその性質上ただ単に農村内部の職業分化を示すのみであって各生産者の歴史的な性格はすべて捨象されているが故に、これらを一括して直

にそれを『局地内分業』展開の論拠とすることはできない……」(同氏、「イギリス絶対王制の基礎構造に関する最近の研究動向」『西洋史研究』復刊第三号、六五—六六頁)と。以下いくつかの論点を指摘されつつ小商品生産展開の指標とは見做しがたいことを主張されている。

また田村満穂氏は同じように、「(人頭税報告書その他に現われた)職業の分化をもつて小商品生産の展開、局地的市場の成立と即断しうるかどうかに根本的な疑念が残っている。つまり職業の分化はただちに生産者を歴史的に規定するものではなく、またそのような分業を基礎に想定された局地的市場の歴史的性格もおのずから明らかでない以上、この断定には大きな保留がつけられねばならないと考えられるからである」(『学界動向—中世』のうち「四、ブルジョアの発展」の項、「西洋史学」三八号、五八頁)と論評されている。

これらの批判は、学界の研究動向の中で取り上げられたことによるにもせよ、しからばわれわれの分析した事実をどのように規定すべきか、という批判者の積極的見解が一言も聴かれず、否定的批判のみが与えられているのは甚だ遺憾である。それはしばらく措くとしても、このような批判の仕方には納得できない。というのはこうである。

拙稿に関していえば、十四世紀末葉に見られる農村内部の職業分化を局地的な小商品生産展開の指標として取り上げた時、決してそれ(職業分化)のみを以て論断したわけではなかった。拙稿では、さしあたって、農村におびただしく分出されている「労働者」「奉公人」層の特徴的な諸動向——法定最高「賃銀」規制の無視、賃上げ闘争、従属

的年雇契約の拒否と「日雇」への自発的転進、等々——を考察し、これらの動向に対応して、各種の手工業者層が「労働者条例」中の「価格条項」を無視しつつ展開している頻繁な小規模の商品売買、更に小市場町の出現といった事態を指摘し、右の「労働者」「奉公人」層の不敵な諸動向を支える客観的基盤は、かかる状況のもとに彼らが「日常必需品を手近な場所で充分且つ絶えず購入しうる」ことにあると考えざるをえない点を力説したつもりである。

こうした事態との密接な関連のもとに「人頭税報告書」にみられる職業分化を照合した上で、その歴史的性格規定を与えたのであった。しかるにかかる論旨の文脈を全く無視して、あたかも筆者が「無差別に一括して直ちにこれを『局地内分業』展開の論拠」(強調は引用者)とし、また「職業の分化をもつて小商品生産の展開、局地的市場の成立と即断」(強調は引用者)しているかの如き批判を下されるのは、筆者の最も意外とするところである。筆者の不十分な分析と稚拙な表現に一因はあるとしても、拙稿における論旨の展開に即して改めて検討していただくことを願いたい。

なおこうした批判に対しては本稿でも第三節以下が内容のお答えとなる筈であるので、ここでは右の点にのみとめておきたい。

(2) これらは Yorkshire Archaeological and Topographical Journal, Vol. V, VI, VII, IX と収録された。なお Vol. XX. に収録されているイーストライディンダの「人頭税報告書」(4 Rich. II)は、本稿でいう第一型に属するものであり、当面の目的には利用することができなかった。

(3) 本「報告書」の所在は Public Record Office, Lay Subsidies, West Riding Co. York, No. 206/49, Poll Tax A. 2 Richard II. このマニフスクリプットのカタログには次の如く記されている——

“A Roll made up of portions found at very different times, all in a very good state of preservation, which have been brought together and put in a perfect state of arrangement, so as now to form one of the most complete and valuable of the whole body of the Subsidy Rolls.” cf. York. Arch. Topo. Journal, Vol. V. p.1, n.1,

(4) 後掲第二ノ第14表には、欠損による不明項目数を入れておいたから、これをみてもわかるように、その数は極めて少く、保存状態はほとんど完全と云つてよい。

(5) Cf. W. B. Crump & G. Ghorbal, History of the Huddersfield Woollen Industry, p. 27.

(6) これらの点は当『報告書』を仔細に検討すれば明らかであるが、なお G. T. Clark, “The West-Riding Poll-Tax and Lay Subsidy Rolls. 2 Richard II.” in : York. Arch. Topo. Jour. Vlo. VII, pp.178 ff. を参照。

(7) Cf. T. B. Crump & Ghorbal, op. cit., p. 27.

(8) この点は更に「労働者条例」及びその違反者を検討するならば一層明らかである。
cf. Yorkshire Sessions of the Peace, 1361—1364. (Yorkshire Archaeological Society Publications, Record Series, Vol. C) p. xlv.

三 社会的分業展開の実態

[I]

前節で検討した算定方法に基づいて、当地域における村落別職業人口構成の実態を、それぞれの「郡」Wapentake ごとに一括して表示したものが第二表ノ第14表である（折込附表参照）。

念のためこれらの諸表に現われた職業名の原語対照表を第15表に掲げておく。史料に記された職業名は同一職種を指すものと思われるものでも、それぞれの『報告書』の記載者によって異つた呼称が与えられている場合がある。たとえば、(1) mercator 〱 merchant 〱 また(2) firmarius 〱 fermour 〱 の如く、ラテン語と英語が混在し、時には(3) bocher 〱 Heshewer 〱 carnifex 〱 また(4) osteler 〱 taverner 〱 hostiler 〱 等とさまざまに呼ばれている場合が多い。これらはすべて(1)「商人」、(2)「総借地農」、(3)「肉屋」、(4)「居酒屋」等の項目に一括して集計した。また比較的少数であるが時々見出される seruus 〱 famulus 〱 ancilla 〱 等は seruiens 〱 (奉公人)と區別するため「僕」の項にまとめ、ごく少数の coverlet-wefer 〱 chalonner 〱 (ウーステッド織布工)も便宜上「織布工」に一括した。

社会的分業の展開と小ブルジョア経済の形成

第 15 表

訳語	原語	原語
領主	armiger; dominus; chivaler; esquier; miles; baroness; gentil	
総借地農	firmarius; fermour; farmour	
フランクリン	fraunkelyn	
農民	husband	
労働者	laborer	
奉公人	seruiens; seruiante	
下僕	seruus; famulus; ancilla	
家畜商	marchaund de (del, des) bestes; emp- tor best; pulter	
商人	merchant; mercator	
毛織物商	drapour	
反物商	mercier	
チャップマン	chapman	
香料商	spicer (spysar)	
行商人	pedler (pedder, pender)	
雜貨商	chaundeler	
羊毛商	emptor lanarum	
魚商	fishemanger	

第 15 表

訳語	原語	原語
鉄商	irenmonger	
塩商人	salter	
織布工	webester; textor	
縮絨工	walker; fuller (fullo)	
染色工	lyster; tinctor	
剪毛工	sherman	
刷毛工	kembster	
ウーステッド	coverlet-wefer; chalonier	
仕立工	taylor	
裁縫工	cissor; semster	
手袋工	glouer	
網製造人	netmaker	
縄製造人	roper	
鍛冶屋	smyth; faber; ferour; ferror; marsal; arusmyth	
錠前工	lokesmyth	
金細工人	goldsmyth	
刃物工	cotteler	

社会的分業の展開と小ブルジョア経済の形成

第 15 表

訳語	原語	語
釘工	nayler (nailer)	
車大工 (ライイト)	wryght	
車大工 (カートライト)	cartwryght	
犁大工	ploghwryght	
鞆工	shether	
大工	carpenter	
肉屋	fleshewer; bocher; carnifex	
パン屋	bakester; pistor	
粉屋	milner; meller; molendinarius	
居酒屋	osteler; hosteler; taurnour	
麦芽製造人	malmaker	
醸造人	Brewster; brasiator; pandoxator	
皮革工	skynner (scynner); pelliparius	
革なめし工	barker (berker); tannator	
馬具工	sadeler; lorimer	
靴屋	souter; suter; cordewaner	
樋屋	couper (cawper)	

第 15 表

訳語	原語	語
石屋	mason; sementario	
壁屋	waller (wallar)	
スレート工	sclatter (slaster, sclaster, slater)	
屋根葺	theker; (thatcher),	
左官屋	plastere; tector	
木挽	sagher	
ガラス工	glasenwryght; glasier	
運搬夫	carter	
草刈夫	mawer	
船乗	schymane	
牧夫	shepherd	
魚夫	fysher; piscator	
床屋	barbour	
マナーの役人	pynder; constabularius juratus	
書記	scriptor	
法律家	attourne; attournatus	
医師	medico	
寡婦	vidua	

第 15 表

訳語	原語
内容不明	ffaryman; harbejour; lepar; tyghler; panezarman; pardonere; berier (醸造人); coke; permour; blomer; netehird; bawer; marifer; dicker; bordelener; bracer; flourner;

さてこれらの表を概観するならば職業別人口構成はそれぞれの「郡」によって、また更には同一郡内においても各村落によって、かなり顕著な偏差が認められるのであるが、ともかく各種の非農業的職種を含む多彩な職業分化が、すでにこれら農村内部に包含されていたことを明瞭に看取しうるであろう。もちろん、ここに現われている非農業的職種の従事者が、多かれ少なかれ未だ農業経営と結合しているであろうことはいままでもない。農村の手工業者、たとえば織布工が、小土地保有と結びついて現われている事態は、専業化が一層進展しつつあった十六世紀においてすら一般的に見出されるところであり、当面の段階では両者の結合は一層緊密であるとさえいわねばなるまい⁽¹⁾。しかしながら、それにも拘らず、そうした農業経営を副次的たらしめているような各種の非農業的営業部門が農民経営から分離・自立化し、『人頭税報告書』によって「農民」と明白に区別されつつ特定の「手工業者」ないし「商人」と認定・記載されている階層が数多く出現していること、しかもその職種が実に五十種類以上を数えるまでに

多様である点に注目されたい。

このことは、西欧封建社会における社会的分業の基本的存在形態を想起するならば、極めて注目すべき事態であるといわねばならない。というのはこうである。いったい、西欧封建社会がほぼその体制的整備を完了したのもともいうべき十二世紀頃においては、いま、その発生経路についてはともかくとして、中世都市の成立とともに「商人」及び「手工業者」層は、独自の共同体たる「クラフト・ギルド」を形づくりつつ圧倒的に都市に集中されており、これと対極的に農村には農民経済の補充部分として必要不可欠な、局限された種類と数の手工業者（たとえば「村の鍛冶屋」「村の水車屋」など）のみが残されている、というのが大把みな原則であるといつてよい。かくして農村と明確に対立的な「都市」共同体を出現せしめた西欧封建社会では、その内包する社会的分業は、基本的に「手工業」→「中世都市」「農業」→「農村」という対極的な姿（大把みな隔地間分業）に編成されていたのである。この点に関連して中世都市が多かれ少なかれ、かの「禁制領域」*Bannmeile* を保持しつつその領内における一定の手工業の営業を独占しており、ギルド外の農村の生産者がこれを営むことを極力排除していたことが想起されるであろう⁽³⁾。

しかるに当面の十四世紀末の時期に至るや、上述の如く多種多様な商人・手工業者層が農村に出現していることは、封建社会に

特徴的な社会的分業の編成が農村を基盤とする生産諸力の展開につれて徐々に崩れ去り、換言すれば、そうした編成の枠と対抗しつつ、従来とは段階を異にした・新たな社会的分業が農村内部に再び形成され始めていることを示すものにほかならない。⁽⁴⁾

事実、これらの諸職種のうち、たとえばのちに農村工業の波頭に立って資本制生産の基軸的部門を形づくることとなる毛織物工業をとってみるならば、その主要部分がまさしく、中世ヨークシャー農民の副業的家内工業に由来し、漸次、農民経営より分離・自立化しつつ専門化されて来たものであること、またこれらの毛織物生産は当初、農民自身の自家消費用として営まれたのであるが、ほゞ十三世紀半ばを剛期として徐々に近隣の小市場を通ずる商品生産に転じたものであることが明らかにされている。⁽⁶⁾そして当面の十四世紀末には、未だ農村の中に星雲的状态ともいふべき外貌を示すにとどまるとはいえ、もはやその生産額においても無視しえざる存在にまで成長し、旧来の「都市」工業（ここではヨーク市、ベヴァリ市等のギルド手工業）を脅し始めていたのである。⁽⁷⁾ところで、前掲の第2表と第14表に戻って、これを少しく検討しよう。

先にもふれたように、それぞれの「郡」によって社会的分業の展開水準にかなり著しい地域的差異が存在することに気づく。本来ならば経済的発展の地域性という観点からする、各村落の地域別ブロックを構成すべきであろうが、こゝではとりあえず『報

告書』の分類に従って各村落を行政単位たる「郡」ごとに示した、かかる便宜上のグループイングではあるが、それぞれの「郡」に内包される非農業的職種の多様性とこれら非農業的部門従事者の占める比重において差異はかなり顕著である。たとえば、第2表・3表と、第12・13表とを比較対照されたい。見られる如くこうした差異は必ずしも特定の「郡」に含まれる村落数ないし職業人口数の多寡によるものとはいえない。いまこの点を概括的にせよ明瞭ならしめるため、総借地農、フランクリンをも含む農民、及び労働者、奉公人、下僕その他を除く商工業者について、その総職業人口数に対する比率を算定したものが第16表である。ここでもまた、分類が郡ごとであるため、郡というかなり大きな地域を単位とする平均値のみが示されらるにとどまり、同一郡内に存在する、ヨリ細かな経済的発展度の地域的差異は相殺されてしまっている。しかしながら極めて大雑把な把握は可能である。

これをみれば、商工業者比率が一〇パーセントに満たぬものが十三郡中半数を占める反面、Stratford, Styncrosse, Osgoderosse, Agebrig の四郡では一〇%から一六・五%に至っており、非農業人口の比重は無視しえない水準に到達しているといわねばならない。しかもこの場合、第16表全体に共通することでもあるが、この比率算定には前節で検討した如く、かなりの部分は明らかに各種の商工業に従事していると思われる「奉公人」が除かれている。したがってこの部分と、更に「労働者」のうち同じく商工

社会的分業の展開と小ブルジョア経済の形成

第 16 表

グループ	郡名	a 総職業人口	b 農民 (b/a)	c 労働者 (c/a)	d 奉公人 (d/a)	e 商工業者 (e/a)	g 下僕	f その他
A	Houden	3552	1172 (32.9%)	686 (19.3%)	706 (19.9%)	768 (21.6%)	27	193
			農民・労働者					
A	Strafford	6344	5188		270	797(12.6%)	44	45
A	Osgodcrosse	5276	3991		349	869(16.5%)	29	38
B	Tykhill	3099	2485		132	456(14.4%)	2	24
B	Stayncrosse	2008	1592		23	305(15.1%)	77	11
B	Aggebrig	2611	2168		111	326(12.6%)	0	63
C	Clarowe	6571	5494		398	636 (9.7%)	5	38
C	Staycliff	4180	3665		128	374 (8.9%)	0	13
C	Ansty	1647	1392		89	152 (9.0%)	2	12
C	Barkeston	3595	3304		47	230 (6.4%)	0	3
C	Morlay	2935	2731		38	153 (5.2%)	0	13
C	Skyrak	2954	2688		78	171 (5.8%)	0	17
C	Yukros	887	817		11	55 (6.2%)	0	4

業部門に従事する者を加えるならば、実際の商工業従事者比率は更に大きくなる筈である。

ともあれそうした第16表に現われた限りでも Stayncrosse 及び Osgodcrosse の両郡では彼らが一五%を凌駕し、Houden 郡については実に総職業人口数の二割以上に及んでいる。

以上の比率の大小に従って A・B・C の三グループに分け図示すれば第1図の如くである。ひとしくウェスト・ライディングの中にあっても、おおむね東南部に社会的分業の展開が顕著であり、北西部に移りノース・ライディング境に近づくにつれてそれが微弱となつて行く大把みな傾向が看取されるであろう。もちろん、これは極めて概括的な傾向であつて後者の地帯でも散在的に手工業者の多い村落が見出されることはいうまでもない。そこで、以上のような社会的分業の展開水準における「郡」別の地域的偏差を一瞥した上で、以下それぞれのグループについて一層立ち入って考察してみることにする。

註(1) たとえばウェスト・ライディングの Skipton では、十

三・四世紀における織布工層が cottar weavers と呼ばれ、若干の土地(六・十二エーカー)を保有しつつ農耕と牧畜にたずさわっていたことが見出される。H・ヒートンは彼らを「小規模な農民製造業者」farmer and manufacturer in a small way と規定した。H. Heaton, Yorkshire Woollen & Worsted Industries, p.25. なお W. B. Crump & G. Chorbal, op. cit., p. 32. を参みよ。

般的には E. M. Carus-Wilson, *The Woollen Industry*. in; *Cambridge Economic History of Europe*, Vol. II, p. 424. を参照。

(2) とりあえず、松田智雄『都市経済』概念と農村工業論〔有沢教授還暦紀念論文集(1)「理論と統計」所収〕、大塚久雄「*歐洲經濟史*」七五頁以下、伊藤栄「*中世末期ライン流域における村落の自治形態について*」〔*国学院大学政経論叢*〕、七卷一号、九三—九四頁などを参照。

(3) たとえばヨークシャーに關し『*国玉ヘンリー*』は特許状によりヨーク市の織布工に対し彼らの営業(*officium*)に關するギルド……を許可し、これに基づき、York ないし Beverley, Kirkely, Malton, Tresk……等の同じく営業〔権〕を有するものを除き、ヨークシャー全体にわたって何びとも染織物(*coloured cloth*)の製造を許されていなかった云々』とさう史料を見よ。cf. *Cal. of Close Rolls*, 32 Ed. I. m. 12. なお、こうした中世「都市」の禁制権の故に、十四世紀末に至っても「都市」周辺の村落には手工業者の分出が微弱であることについては後段、並びに米川伸一、前掲論文、「*社會經濟史學*」二二卷三号、六九頁参照。

(4) この点はイギリス中世都市(ないし都市の「*クラフト・ギルド*」) 確立直後の農村にみられる共同体内分業の実態が定量的に明らかにされ、これを当面の段階におけるそれと対比しうるならば、一層明白となるであろうことが予想される。ただこの場合、イギリスにおける中世都市の特殊性(南欧型とは逆の意味で農村との対立が稀薄であること)を充分に考慮しなければならぬであろう。

ともかくも、ヨークシャーに關していえば、最も早くか

ら農村内に專業化をみた衣料生産部門でさえ、農村における專業職布工・縮絨工の出現がかなり明瞭となり始めるのは、早くともほぼ十二世紀末—十三世紀頃であるとされてゐる。H. Heaton, *op. cit.*, pp. 4ff; W. B. Crump & G. Ghorbal, *op. cit.*, pp. 25~26. V. C. H. York. Vol. II, pp. 40ff. これと当面の段階における社会的分業の著るしい展開の実態とを比較された。

(5) 中世都市のギルド手工業者といえども、はるかに遅れば農民に起源をもつ、などともいえようが、ここではそうしたことを指すものではなく、封建社会の完成期において手工業者層の中世「都市」への集中—編成が行われたのち、農民に残された副業的家内工業に由来する、とさうことである。念のため。

(6) H. Heaton, *op. cit.*, pp. 20, 21; W. B. Crump & G. Ghorbal, *op. cit.*, pp. 8, 26.

(7) 後段、第四節参照。

〔II〕 Aグループ

Houden, Stratford, Osgoderosse の諸郡。

まず、このグループの代表例として商工業者の比重が最も大きく、且つ「労働者」数が判明する Houden 郡(第2表)をとり上げる。

第一に注目すべきは、第16表に示したようにここでは農民(総借地農・フランクリン・牧夫を含む)が、総職業人口中、僅かに

三二・九%を占めるに過ぎない点である。その反面、「労働者」及び「奉公人」と呼称される階層がおびただしく分出されており、両者を合すれば一三九二名、すなわち郡内総職業人口の三六・六%に達し、**農民数を上廻っている**。若干の村落では「労働者」数のみで当該村落の農民数を大中に凌駕している事態さえ現出している（たとえば第2表における整理番号 No. 2, 7, 9, 26, 33等の村落）。前節に述べたように Houden 以外の諸郡については、「労働者」数を確定することができない。しかしながら当該郡の Stafford 及び Osgodcross 郡においても、その職業分化の進行水準と「奉公人」層のかなりな分出から判断すれば、その比重において Houden 郡にはやや劣ることがあるとしても、第3・第4表の「農民」の項目中に極めて多数の「労働者」が含まれていることを推定して間違いない。

この時期に「労働者」「奉公人」と呼ばれる階層は、大半が農業労働者であると思われるが、ともかくも旧来の如き隷属的な領主直営地労働者（賦役農奴の補充的存在⁽¹⁾）とは異なり、領主制的緊縛並びに同体的諸規制から大中に自らを解き放ちつつある「日雇」であった。そしてかの「労働者条例」(Statutes of Labourers) — マナー制度の崩壊を喰い止めるべく国家的規模において打出された「労働市場の領主制的独占の体系」⁽²⁾ — に定められた強制就労、土地緊縛、常雇契約、最高賃銀規制等々の諸規定を不断に蹂躪し去りつつ、マナー制度崩壊の決定的要因を醸成して

いたことは、既に明らかにされているところである⁽³⁾。彼ら「労働者」層の実態は必ずしも明瞭ではなく、立入って論及する余裕はないが、ただ行論の必要上、本稿の視角からとりあえず次の諸点を指摘しておきたい。

[a] 彼らが多かれ少なかれ、旧来の基本的生産手段たる土地から遊離していることは認めなければならぬが、これを厳密な意味で生産手段から自由な「賃銀労働者」と直ちに等置することはもちろんのこと、[b] 農民層分解の所産としての下層部分とのみ考える⁽⁵⁾ことも必ずしも妥当ではない。

「労働者条例」(一三五一年制定法) 第一条において農業労働者の雇備方法に関し、『労働者は彼らの要具 Instruments を手⁽⁴⁾に携えて市場町に公けに集まり、私的場所ではなく公共の場所で雇備さるべきこと』と規定されていることから推察しうるように、彼らは少くとも労働要具の所有者であり、必ずしも生産手段(労働要具ないし土地)から切離されてはいなかったと思われる。

[b] の点に関していえば、当面の十四世紀末という時点における社会経済的变化の最大の焦点は、ほかならぬ農奴賦役制の解体、いわゆる「マナーの崩壊」の問題なのであり、したがってまた直接生産者層に即してみれば、マナー制度を揺り崩しつつ彼らの小商品生産者への本格的転化がまさに開始されたことでなければならぬ。農奴賦役制からの解放こそが当面する第一義的課題である段階において、農民数に匹敵する程に達した「労働者」層をす

べて農民層分解によって発生したものと考えることは困難である。事実、彼らの中には身分的・経済的向上を求めて旧来の農奴的土地保有者たることを自ら拒否(逃散)⁽⁷⁾し、「日雇」に転身せる者があまた包含されていること、また十六世紀の「困込運動」の過程に保有地から遊離された農民層でさえ、そのまま直ちに素面の賃銀労働者化するのではなく一応は中小生産者層——とりわけ農村工業の——の中へ同化・吸収されつつ彼らの一翼——特にその下層部分——を形成する⁽⁸⁾、という農民層分解の歴史的過程を想起されたい。この点は当面の段階における「労働者」層——彼らが本格的賃労働展開の素材を形成していることを充分考慮した上で——については一層いいうるのではあるまいか。

[c]更に彼らの雇傭形態が圧倒的に「日雇」であり、いわば労働要員をもつ「手間稼」型賃労働であることを考慮するならば、彼らの受取るいわゆる「賃銀」は、単に「労働力の対価」のみでなく「対象化された労働の対価」をも含むものと考えねばなるまい。そして彼らの生活の再生産がかかる貨幣「賃銀」の継続的取得に主要な基礎をもつ点を念頭におく時、彼らが対象化された労働の販売者、すなわち小ブルジョワとしての側面をも併せ有するものであったことを看過すべきではなからう。

[d]それはともかくとして、本格的賃労働の展開を展望しつつ、以上の如き歴史的資格を備えた「労働者」層のかくも大量的な形成は、従来の封建的・共同体的生産関係を打ち破りつつ農村のただ中

に、基本的に貨幣関係を媒介とする新たな生産関係が胎動していることを告知しているといわなければならない⁽⁹⁾。またかかる貨幣「賃銀」取得者たる「労働者」層の分出が内部市場形成上においても意義については、改めて取り上げることしよう。

註(1) とりあえず M. M. Postan, *The Famulus: The Estate*

Labourer in the XIIth and XIIIth Centuries. 岡田与好

「イギリス・マナー崩壊の基本的特質」『社会科学研究』五卷三号、八九頁以下、武居良明『労働者条例』を通じてみた一四世紀イギリスの賃労働「経済科学」、五卷二号、七五頁以下などを参照。

(2) 岡田与好、前掲論文、「社会科学研究」五卷三号、九九頁、註(67)

(3) 「労働者条例」及びその歴史的意義を真正面から分析した研究として、武居良明、前掲論文「経済科学」、五卷二号、岡田与好「イギリス初期労働立法の展開過程(その一)」『経済学』、四六・四七号、が発表されているので詳しくはそれを参照された。

(4) 「労働者条例」(一三三九年勅令)第一条、農業労働者の就労義務規定において〈nor [having] proper Land, about whose Tillage he may himself occupy……〉(Statutes of the Realm, Vol. I, P. 307.)と述べられている点をみよ。また R. H. Hilton, *The Economic Development of Some Leicestershire Estates in the XIVth and XVth Centuries*, p. 100.; E. A. Kosminsky, *Studies in the Agrarian History of England in the XIIIth Century*, p. 356. 参照。

(5) ヒルトンの前掲書ではこうした把握が基調として貫かれ、ついでに思われる。また秦玄竜「イギリス・ヨーロッパの研究」一七頁。

(6) 25 Ed. III. Stat. 2. c. 1, Statutes, Vol. I, p. 311.

(7) たとえば東部地方の例であるが、N. Kenyon, Labour Conditions in Essex in the Reign of Rich. II, in: Ec. H. R. IV/4, 1934, pp. 430ff.; F. G. Davenport, The Economic Development of A Norfolk Manor, pp. 86—97. しかも、この段階では逃散農奴を吸収する基盤が、もはや中世都市ではなく、主として周辺農村——特に各種の農村工業——にあったことは注目すべきである。Davenport, *ibid.*, p. 97.

(8) この点を鋭く指摘された大塚久雄「綜劃運動と農村工業」(小野武夫博士還暦記念論文集「西洋農業史研究」所収)、参照。

(9) ついでながら、労働者が農村内部において「日雇」として多かれ少なかれ「土地」を離れて生活しうるのでなく、土地保有農奴たるよりむしろ身分的・経済的向上を意味する、という事態が、社会的規模における生産諸力の高まりと、共同的諸関係の大巾な弛緩を端的に表示していることに留意すべきであろう。

第二に、非農業人口たる手工業者及び商人数が、^[a]総職業人口中に大きな割合を占め、特に Houden 郡では二一・六%を示し、^[b]実数においても同郡内農民数の約三分の二に達していること、しかも当グループに属する三郡のいずれにおいても、彼らがある

特定の営業部門に集中することなく、それぞれの郡において四十種類以上もの多彩な諸営業に分散している点が注目される。ついでながらこの場合、第2と第4表にみられる如く、村落内における非農業人口の比重がそれぞれの村落によって異なり、(比較的工業化した村落とヨリ農業的村落の混在)、且つそれにも拘らず、工業化した村落といえども一村落地の大半が特定職種に固着する(たとえばシュレージェンの織布工村落 Weberdorf の如く)という事態は見出されず、村内にさまざまな手工業者と同時に含んでいることにも注意すべきであろう。

まず^[a]の点については次のことを強調しておきたい。彼らが前述の如く、封建社会における社会的分業の基本的編成の枠を打ち破って農村にこのようにおびただしく出現するに至ったことは、「労働者」層の大量的分出と相俟って、手工業が当地域における農民的現物経済の単なる補充物たる存在にとどまりえないこと、換言すれば、当面の段階における社会的分業の展開がいわゆる「デミウルギー」的編成のものに包摂されている、などということはどうして不可能であることは、かかる数量的分析によってすら明白であるといわねばなるまい。⁽¹⁾

われわれは以上の考察に基づいて、封建農村に展開された社会的分業がいまや小ブルジョワ的商品生産・流通を媒介とするものとしてのほか、実存しえぬ如き発展段階に到達していると考えざるをえない。事実、このような社会的分業の顕著な展開を基盤と

して農村内部に小商品生産がすくすくと進展しつつあったことは、後段において改めて検討する筈である。

この**局地的な商品生産の進展と関連して**、上記の**[b]の点**、すなわち各種の手工業者・商人層が**局地内部**——それぞれの郡内全般としても、また各個別村落としても——に分散して混在している点に一言ふれておかなければならない。小ブルジョワ経済の**一般的形成期**、すなわち、単に直接生産者の商品生産者への転化一般の問題ではなく、その内から**資本・賃労働関係を自生的に展開して行く如きもの**としてのそれを問題とする場合、右の点は極めて重要な意義を担うことになる。

というのは、こうである。封建農民のもとに商品経済の進展が見られるにしても、その**初期の段階**において周辺一帯に広汎な社会的分業の展開を背景とすることなく、したがって**局地的な内部市場**の充分な成長を伴うことなしに、その地帯で何らかの事情によって商品生産の形成が**直ちに特定加工部門の高度な專業化**に⁽²⁾帰結してしまった事例を想起されたい。そうした場合には、たしかにその部門については商品生産の大きな進展が看取されるであろう。しかしながら、いま地代形態の問題をさしあたり問わぬとしても、かかる場合には**局地的な再生産圏**——⁽³⁾いうまでもなく**商品生産・流通としての**——を欠除するか、ないしは未成熟であるため、当該部門はすぐれて遠隔地市場と結びつかざるをえず、
——metropolitan market areaの一環に編成替——⁽⁴⁾いわゆる

特産物商品生産と化しつつ前期的隔地間取引商人による両面収取の屈強の地盤を提供することとなるであろう。かくして彼らの強固な前期的支配を招きつつ、その中から産業資本の自律的な展開が順調に繰りひろげられることがすこぶる困難となることは、比較史的に見た場合、否定しえぬところであろう。⁽⁴⁾

したがってわれわれは資本主義の形成を問題とする時、単に生産者層の現物経済の商品経済への転化を一般的に取り上げるのみでは不充分であつて、ヨリ歴史具体的に、そうした商品経済の展開を、まさに市場構造との連関にまで降りて理論を具体化し、史実の実態を検討する必要がある。結論を先廻りして言うならばこゝろもいえよう。一般に毛織物工業を基軸とするイギリス（特殊的にはヨークシャー西部におけるといつても大過あるまい）資本主義の他に類比を見ない順調な形成は、多彩な社会的分業に基礎づけられた著るしく広やかな内部市場（さし当っては局地的市場圏）を歴史的前提とし、その急速な拡充の上に展開されたが故にはじめて可能であつた、と。

それはともかくとして、上記のように局地内において四・五十年種にも及ぶ非農的諸營業への專業化が進展していることは、この段階における生産諸力の高まりを如実に表現するものである。農家経済の内部に自給的に未分化のまま結合されていた諸加工部門がつぎつぎと独立の營業に分化・自立し、その一定の量的拡大がついには**分業編成の歴史的質の変化**を喚びおこしつつ、現物経

済を根幹とする農民経済を漸次解体せしめて行く、そして当面の段階に至るや、後段において述べる如く衣料生産部門を先頭として、もはや商品生産・流通こそが諸營業の再生産の規定的契機——⁽⁵⁾もちろん各部門によつて深淺の度合が異なることは看過できないが——となつてゐるといつて大過あるまい。かくして小ブルジョワの商品生産は、絶えず諸加工部門の外延的拡大と内包的深化を惹起しつつ諸部門相互間の素材補填を密ならしめ、自らの内的自律性に基づいて農村に本格化することとなるのである。

以下、当Aグループ三部における諸加工部門の内容について若干の検討を加えることにしたい。

註(1) ここで、当面の段階における社会的分業の展開が、小ブルジョワ経済の一環としての性格を帯びはじめてゐることを否定する論者は、その立論の特徴として、消極的批判のみ終始しており、かかる量的拡充をとげるに至つた局地内分業の実態を克明に追究することも、またそらうした実証的成果の上にその分業の歴史的性格を積極的に規定するということも、果しておられないことを指摘しておきたい。右の論者は、**十四世紀末葉の農村**において、このような水準にまで到達した社会的分業が依然として「**デミウルギ**」的編成のもとにあることを**実証的に明示**さるべきであつた。

吉岡昭彦氏は、前掲「最近の研究動向」において、本稿八〇頁に引用した批判に續けて主張される——「かような方法によるならば前資本制社会における社会的分業の歴史的性格が捨象され、歴史とともに古いきわめて抽象的な

社会的分業がこののみである。たとえそれが論理的な抽象の名のもとに行われたとしてもそれは封建社会の解体過程の研究においては**不当な抽象**であるといわねばなるまい」と。氏が示唆される如く、封建社会の解体過程は複雑であり、一面的にとり上げることは戒めなければならぬ。しかしこの段階は旧き社会の胎内から新しき要素が芽ばえつつ、質を異にする二つの要素が緊張のうちに相対抗してゐるばかりでなく、諸条件の如何によつては後者が前者へ転化する場合さえみられるという、すぐれて歴史的過渡期なのである(たとえば、特定の条件のもとでは「農村の職元」が「都市の職元」へ転化し、また展開された局地内分業が隔地間分業の一環に編成替えせよとする傾向さえ現われている事例をみよ。拙稿「絶対王政成立期における『問屋』職元の歴史的性格」『西洋史学』三七号、四五六—四六頁)。

こうした場合に、旧き諸関係と絡み合いながら成長してゐる新しい要素の萌芽を頑なに無視し、旧き側面をのみ取り出すことは、これまた「封建社会の解体過程の研究における**不当な抽象**」ではあるまいか。両者をともに含めて精密に分析し、統一の場において正しく位置づけることは——至難のことではあるが——過渡期の研究には特に必要であると思われるのである。

(2) それが麻織物たるも、また棉作たるを問わない。古島敏雄・永原慶二「商品生産と寄生地制」に示された近世畿内における棉作の実態は、それが強く大特権都市大阪と結びつてゐることも含めて以下の行論との関連において、すこぶる興味深い。

(3) 封建地代の形態並びに強度如何が、この場合、小商品生産の展開水準を制約し、重要な反作用を及ぼすことは自明である。ここではさしあたりこれを捨象し、社会的分業の構成という側面でのみ問題としている。

(4) かなり広汎な局地内的な社会的分業の展開を基盤とし、且つ小商品生産の先頭に立ったイギリス（東部地方）の毛織物工業においてさえ、封建的諸関係のただ中で局地内に高度な不均等発展をとげた結果、却って前期的問屋制支配を濃化せしめていった点については、ここで繰返さない。詳しくは前掲拙稿「社会的分業の存在形態」―歴史学研究―二〇七号、及び「問屋」職元の歴史的 성격―西洋史学―三七号、を参照。

(5) われわれの推定では、衣料生産部門及び穀物生産が、いちはやく局地内的小商品生産として展開され、爾余の関連する諸部門はいわばこれに索引されて漸次商品生産に転じつつあるものと考えている。後段参照。

(イ) 衣料生産部門

この部門に従事する手工業者層の内訳は第17表に示す如くである（毛織物商などの商人層については後段で改めて取り上げる）。Aグループの三郡では諸々の加工部門の従事者数は全体として注目すべきほどの大きな比重を占め、それらの中で衣料生産部門は見られるように最大且つ中枢部門の一つなのであるが、それにも拘わらず、**当部門従事者の対総職業人口比率はいずれの郡でも未だ六%以下を示すのみである。**また彼らは爾余の手工業者に比して著るしく多数出現しているが、全商工業者のみに対する比率

第 17 表

	郡 名	Houden	Strafford	Osgodcrosse
A	織 布 工	129 名	31 名	100 名
	縮 絨 工	5	30	35
	染 色 工	0	6	9
	刷 毛 工	2	0	0
	剪 毛 工	0	4	0
	仕 立 工 (裁縫工)	83	131	163
	手 袋 工	8	4	2
B	小 計	227	206	309
C	総 職 業 人 口	3552	6344	5726
D	$\frac{A}{C}$ = 衣料部門従事者 総職業人口	5.9%	3.2%	5.7%
E	衣料部門従事者の対商 工業者比率	28.7%	20.6%	23.5%

をみて、Houden 郡においてすら未だ三割に達していない。小ブルジョワ経済の形成期において上述のような意義を担うところ

の、諸営業部門への広汎な分散性はここに端的に示されてゐるといわねばならない。

とはいへ、後における農村毛織物工業の隆盛を展望しつつさすがに織布工及び縮絨工の分出は顕著であり、特に Houden 郡及び Osgodcross 両郡において然りである。ここに現われた限りでは毛織物生産における部分工程別專業化の程度は、縮絨工程を除けばまだ小さい。刷毛工は Houden 郡にだけ二名を数えるのみであつて專業の紡毛工は全く現われていない。これらの諸点は毛織物生産の準備工程が圧倒的に農民その他の家内副業として営まれていたことを物語っている。ただ仕立上、裁縫工は織布工数を凌駕するほどに出現している。特に Staffora 郡では他の二郡に比較するとやや少い織布工数を、あたかも代位するかの如く多数見出される。彼らの営業内容を詳らかにすることができず推測の域を出ないが、毛織物生産と何らかの関連を持ち、また農民、労働者、商工業者を含む生産者層の日常的衣服製造に従事するものと思われる。

事実、一三六三年に公布された条例は『さまざまの人々 (divers people) がその身分不相応に (against their Estate and Degree) 法外且つ過分の衣服 (Outragious and Excessive Apparel) をまといつつ害毒をもたらしてゐる』⁽²⁾現状に鑑み、奉公人、手工業者、ヨーマン、地主 (Esquires and Gentlemen)、商人、ナイト、各種の農業労働者 (Carters, ploughmen, keepers of Beasts,

Threshers of Corn etc.) 等について各身分ごとに詳細な服装規定を設け、違法者にはその衣服の没収を以て取締つてゐることが見出される。たとえば奉公人については肉(または魚肉)及び牛乳、バター、チーズ等は一日に一回たるべきこと、並びに二マール以上の高価な衣服着用の禁止。手工業者、ヨーマンは四十シリング以上の衣服、及び絹織物、その他各種の装飾品の着用禁止。農業労働者層については十二ペンスの Blanket & Russet⁽²⁾以外の衣服を用いることを禁ずる等々。これらの諸規定を上述の衣料部門従事者の大量的出現に照すならば単に上層階級のみでなく、広汎な庶民層の消費需要——しかも局地内に放出される購買力としての——の増大、換言すれば局地的な内部市場の深まりを集約的に表現しているものといえよう。加えて当地方で生産される毛織物がすぐれて庶民消費用の『粗質の織物』であつたことは改めて繰返すまでもあるまい。⁽³⁾

註(1) イングランド東部地方の、絶対王政成立期における状態と対比されたい。田中豊治「十六世紀イングランド東部における国内市場の展開」『商経法論叢』、七卷三号、五七頁以下、前掲拙稿「社会的分業の存在形態」『歴史学研究』、二〇七号、二五頁以下。

(2) 37 Edward III. c. 8~14. Statutes of the Realm, Vol. I, pp. 380—381.

(3) H. Heaton, op. cit., pp. 7, 19; W. B. Crump & G. Ghorbal, op. cit., pp. 19ff.

第 18 表

郡 名	Houden	Strafford	Osgodcrosse
醸 造 人 夫	264 名	1 名	0 名
漁 夫	39	8	10
肉 屋	20	30	12
粉 屋	15	0	0
パ ン 屋	4	27	3
居 酒 屋	5	12	29
合 計	347	78	54

(四) 食糧品部門。

この部門に属する諸営業の分出は上表(第18表)の如くである。(1) Houden郡において醸造人が極めて多い。ただこの場合、次のような特殊事情が考慮されなければならぬ。同郡に關する『人頭税報告書』の記載を仔細に検討すると、

《De Johanne Lambarde et Emma vx ejus, Braciatrice... vjd.》(Melton村)
 の如く、ある家族の主要営業が醸造業である場合も散見されるが、第18表に算定した醸造人は、

《De Johanne Spender, Husband, et Anabella vx ejus, Braciatrice... vjd.》(Houm村)

《De Johanne Atte Cyrkarath, Husband, et Juliard vx ejus, Brewster... iijjd.》(Hemmyngburgh村)

《De Willemo Glouer, Webster, et Agnete vx ejus, Braciatrice... vjd.》(Houm村)

《De Johanne Wryght, Carpenter, et Agnete vx ejus, Braciatrice... vjd.》(Greneaiyk村)

《De Johannes de Messyngham, Fflesherwer, et Alicia vx ejus, Brauatrice... ijs.》(Hou'den村)

《De Nicholas Wryght, Taylour, et Tsabella vx ejus, Brewster... xijd.》(Dyk村)

《De Thoma Northeby, Merchand, et Magsta vx ejus, Brewster... ijs.》(Bolthorp村)

の如く、農民はいうまでもなく、各種の手工業者・商人の妻が、それぞれ夫の職業名記載とは別個に「醸造人」と記されたものである場合が圧倒的に多い。従ってここに現われた醸造人の大部分は婦人であり、醸造業の仕事内容とも関連するのであるが、一定の職業に従事する家族の主婦による副業である。(2) この点、当郡の『報告書』における「醸造人」の記載は他の諸郡と対比して独特であり、また Houden 郡内においても他の職種の算定との比較上、注意を要するところである。反対に Strafford 及び Os-

godrosse 両郡で醸造人が皆無であるのは、そこではかかる主婦による副業的醸造人が記載されなかったことによるものである⁽³⁾。醸造人を除くと Houden 郡における食料品部門の専業者数は同郡における労働者・商工業者層のおびただしい分出を念頭におく時、やや少いように感ぜられるが、その間の事情は詳らかでない。一般に当時、手工業者はただ一種の加工部門にのみ従事すべしと条例に定められているのであるが、除外例として「醸造」及び「製パン」のみは織物生産とともに婦人の兼業が公認されていること⁽⁴⁾をも十分に考慮した上でなお、Stratford 郡における「肉屋」及び「パン屋」、また Osgodcrosse 郡における「居酒屋」等はかなりの数に達している。この点は、当 A グループ三郡における非農業人口の大きな割合、とりわけ「日雇労働者」層の広汎な分出と関連せしめるならば、極めて興味ある事態であるといえよう^(補註)。

ついでながら、後述する如く、この段階では各種の穀物その他が局地内で恒常的に売られていることに関連して、次のような事態が見出されることも附言しておく。すなわち、農村内に数多く現出しているこれらの「肉屋、漁夫、居酒屋、醸造人、パン屋、鳥屋(?)」その他すべての食料品販売者』に関しては、『その食料品が近隣の場所で (in the Places adjoining) 売られる』(強調は引用者) ことがすでに「労働者条例」においてすら、はっきりと公認されており、ただその販売価格(いうところの「適正価格」reasonable price)において規制を受けている——現実に遵

守されたか否かは別として——のみであること、これである⁽⁵⁾。

「補註」

しばしば引用される、ラングランドの「農夫ピアズ」の一節をここでも引照しておきたい。

「土地をもたず手仕事だけが頼りの労働者たちは、一日でも古くなつた野菜など口にはしない。

安酒はお気に召さぬし、ベーコン一切れ位では我慢しない。

生肉や生魚の焼いたか、揚げたかしたもの、

それもお腹がさめないように、熱いが上にも熱いのがお気に入りだ。

賃銀が高くなければ文句百出……」⁽⁶⁾

ここに描き出されている事態は、日雇労働者層の経済的地位の向上を生き生きと示しているばかりでなく、同時に当面の視角からすれば、農村内部に放出される購買力の拡大(＝内部市場拡充の重要な一側面)を表示している点でも極めて大きな意義をもっていることを強調しておきたい。

註(1) ここで漁夫 (fisher) をも、当部門に含めたのは、すぐ

あとに引用する「労働者条例」(四九年勅令)、第六条において「肉屋」「居酒屋」「醸造人」「パン屋」等々と並んで「食料品販売者」 sellers of victual と規定され、魚類の小売人でもあると思われるからである。これに関連して Houden 郡では、彼らの大部分が市場町 Houden に集つ

- てゐる点に注意。
- (2) 十四世紀中葉、サフォークのクレアにおいて Assize of bread and beer⁽¹⁾に違反して製造・販売してゐる醸造人の例をみても、そのほとんどが婦人である。cf. G. A. Thornton, A History of Clare, Suffolk, p. 108.
- (3) 第18表中 Strafford 郡に一名を数える「醸造人」は、專業の「麦芽製造人」(maltmaker)である。
- (4) Cf. 37 Ed. II. c. 6, Statutes of the Realm, Vol. I, pp. 379—380.
- (5) Cf. Ordinance of Labourers (1349), 23 Ed. III, c. 6, Statutes of the Realm, Vol. I, p. 308. また後段⁽²⁾第四節をも参照。
- (6) W. Langland, Piers Plowman (Everyman's Library Edition), p. 117. 訳文は主として岡田与好氏のもの(「イギリス・マナー崩壊の基本的特質」)「社会科学研究」五卷三号、九九頁)を拝借した。
- (イ) その他の日常消費財生産部門
- 衣料生産部門従事者を除いてここに属する手工業者中、最も重要なものは靴製造修理工たる Souter である。第19表に示す如く三郡いずれにおいても注目すべき人数に到達してゐる。この点の市場形成上における意義については、前項(イ)の衣料生産部門についてとほぼ同じことがいふのであろう。彼らと関連して革なめし工(Barker = Tanner)及び皮革工(Skynner)もかなり分出されてゐる。ただ Osgodcrosse 郡における革なめし工二六名中、

第 19 表

Houdenshire	靴屋 (23), 革なめし工 (1), 皮革工 (4),
Strafford	靴屋 (48), 革なめし工 (17), 皮革工 (10), 桶屋 (9)
Osgodcrosse	靴屋 (60), 革なめし工 (26), 皮革工 (9), 桶屋 (6)

二三名という圧倒的部分が当時、ヨークシャー西部における最大の市場町である Pontefract⁽¹⁾に集まつてゐる。

一般に、消費手段生産部門と生産手段生産部門の分化が萌芽的状态にあるこの段階において、彼らはたとえば織機等に必要な皮革製品の製造にも従事してゐたと思われる。したがって彼らは次項の生産手段生産部門に属せしめられるべき点をも有しているが、靴屋との関連でここに挙げておく。この時期の「労働者条例」違反事例(特に「価格条項」)数から推す限り、靴屋、革なめし工等は織布工等と共に商品生産者たる性格に最も強く押し出している営業部門であると思われることを附言しておく。(2)

註(1) Pontefract は一四八四年に至つてインコーポレーションをみとめる。 Cf. M. Weinbaum, British Borough Charters.

註(2) 後段、第四節参照。

第 20 表

Houdenshire	鍛冶屋 (36), 車大工 (23), 網製造人 (2) 馬具工 (1),
Strafford	鍛冶屋 (151), 釘工 (2), 刃物工 (9), 錠前工 (4), 金細工人 (2), 馬具工 (5), 車大工 (89), 舟大工 (2)
Osgodcrosse	鍛冶屋 (161), 車大工 (48), 刃物工 (1), 馬具工 (6),

(注) 金属加工部門その他

ここには便宜上、第20表の如き諸営業を掲げた。前項までの消費手段生産部門の顕著な分化に対応して、これに生産手段を提供するさまざまな專業手工業者がほかならぬ農村内に多数出現しており、特に金属加工部門の展開は注目に値する。Strafford 郡には鉄商人 Iron-monger さえ見出される(次項参照)。

こうした事態は、いわば第一部門 生産手段生産部門と第二部門 消費手段生産部門との相互の素材補填が、基本的に同地内において可能となり始めていること、換言すれば自足的な独立した再生産圏が局地内に形成されつつあることを示しており、当面の段階における生産諸力の顕著な高まりを鋭く表示していると

さしてよす。

当部門の手工業者のうち、鍛冶屋は衣料部門の織布工、仕立工(裁縫工)等と共に、他の手工業者に比較して不均等に多数を占

めている。特に織布工が相対的に少なかった Strafford 郡では、その数において彼らが他の手工業者数を圧倒している。しかし同郡におけるその分布状態をみてもわかるように(第3表参照)、彼らもまた特定村落に凝集することなく各村落に分散的に存在している。従ってこの場合でも前述の諸加工部門の広汎な分散性という基調は貫かれているということができよう。しかも彼らが車大工(Wright, Cartwright, Whelewright)と並んでおびただしく分出され、且つ、周辺農村における商品経済の結節点たる小市場町(第3表をよさえば Ecclesfield, Bautre, Brampton, Rodinham, Bradefeld, Scheffeld, 等の比較的工業化した村落)に特に多く見出されることを考えるならば、彼らが初期封建農村における如く、村落共同体の単なる補充部分にとどまっているとは見做しえないといわざるをえない。換言すれば、彼らがデミウルギ的に編成された「村の鍛冶屋」的存在を——織布工などと異って彼らが商品生産者化する場合、やや複雑な動向を孕むことを考慮した上で——抜け出つつあることを示唆しているといっても大過あるまい。(1) これと関連して多数の鍛冶屋を抱えているシェフィールドが、後に当地域における金属工業の中心地として成長して行ったことを附言しておこう。(2)

なお、Aグループでは衣料生産部門の展開度が比較的低下 Strafford 郡にも彼らがおびただしく数多く存在し、また仔細に検討してみると、織布工が存在しない村落にも鍛冶屋が多い場合(た

たとえば整理番号 No. 11 の Ecclesfield 村) も見出されることを考慮すると、彼らが農耕の労働要員生産にも関連していたことが推定される。

- 註 (1) V. C. H. York. Vol. II, pp. 392ff.; Th. Rogers, A History of Agriculture and Price in England, Vol. I, p. 245, Vol. IV. p. 402; do., Six Centuries of Work and Wages, pp. 338ff. 武居良明、前掲論文「経済科学」、五卷二号、一〇二頁以下、参照。
 (2) V. C. H. York. Vol. II, pp. 393—4.

商人層

すでに纏説して来た社会的分業の顕著な進展と、これに基づく商品生産の深化・拡大に伴って、商品の流通過程を専業とする各種の商人層が農村に分出されている⁽¹⁾。しかもその数において著しいものがある(第21表)。Strafford 及び Osgodcrosse 両郡においては、「家畜商」と呼ばれる商人層が、かなり多数見出される。その業務内容は不明であるが、村内に現われた「肉屋」と関連して農民から食肉を買い集めるものであったろうか。或いは当ヨークシャー農民のもとでは牧羊経営が大きな比重を占め、且つ専業の毛織物生産者が数多く出現していることを併せ考えるならば、「チャップマン」とともに羊毛取引に従事するものであったかもしれない。しかしそれはともかく、このほかに単に「商人」と記載されている者をはじめとして、「反物商」、また毛織物取引

第 21 表

郡名	Houden	Strafford	Osgodcrosse
毛織物商 (draper)	5 名	21 名	25 名
反物商 (mercier)	8	3	13
家畜商 (merchant de best)	0	38	21
商人 (merchant)	37	15	24
チャップマン(chapman)	43	17	16
香料商 (spicer)	0	9	18
鉄商 (ironmonger)	0	2	0
魚商 (fishmonger)	0	2	0
その他の小商人 (Redler chandler)	2	6	4
合計	95	113	121

を主軸とするものと思われる「毛織物商」、それから主に羊毛を取扱った「チャップマン」⁽²⁾等の諸商人が、いずれの郡においてもおびただしく数多く分出されていることに注目したい。と同一

時に彼らをも含めて雑多な小商人層の存在が看取され、さまざまの日常必需品が商品として流通する網の目の稠密さを窺うことができよう。⁽³⁾

このことと関連して、次の点を指摘しておきたい。第一に、ここに現われた諸商人層は第2、4表を眺めればわかるように、一般的には各村落に——在地の商人として——散在しており、当然のことながら特に工業化した村落（小市場町——この点、後述参照）に多く見出されること。第二に、彼らの担税額を検討してみると、二シリングを課せられている者もしばしば見出されるが、「毛織物」「反物商」「家畜商」では一二ペンス以下の担税者が比較的多く、特に「チャップマン」「香料商」その他の小商人では他の手工業者と同じく六ペンスを課せられている場合が極めて多い。「人頭税」徴収が住民の資産状態に応じて行われたことを念頭におく時、その課税額から受ける印象では、彼らの大半が殆ど手工業者層と大差のない程度の小商人層であることを推定せしめる。以上二つの点を併せ考えるならば彼らの大部分が小規模な局地的取引を主要業務としているかに思われるのである。ただ課税額から判断すると一般に単に「商人」と呼ばれる層には富裕な者が多く（ほとんどが課税額二シリング）、特にOsgodrosse郡については彼らのPontefractへの集中はかなり著しいものがある。同地がかなり広汎圏にわたる商品流通の一大結節点——もちろん生産の中心地でもあることはこゝにおける各種の手工業者層

の密集をみても明らかである——であることを示すものといえよう。

註(1) 「人頭税報告書」には、このように商人層が各種の名称

で記載されていることから、彼らの取扱商品にも若干の專業化が推測されるが、一般にその内容は不明である。訳語も全く一応のものにすぎないことをお断りしておく。

(2) ヨークシャーでは羊毛商が〈chapman〉と呼ばれた。

cf. W. B. Crump and G. Ghorbal, op. cit., pp. 9, 33.

(3) 当『人頭税報告書』には「穀物商」(cornmonger)と記載される者が見当たらない。既述の食料品部門の従事者か、あるいは上にあげた商人層のどれかがそれに当り、また後述の市場町の稠密さから推して、穀物の場合には農民が直接の販売者であったのであろうか。cf. R. H. Hilton, op. cit., p. 135.

III B・Cグループ

以下、B及びCグループの各郡における社会的分業の特徴的な点をAグループと対比しながら簡単にスケッチしておく。

Bグループ(Tykhil, Stayncrosse, Aggebrig, Clarroweの諸郡)。

このグループに属する四つの郡では、Aグループに比較すると加工部門の種類はやや少い。しかし商工業者の対職業人口比率では前掲第16表(八六頁)に見る如く、いずれも一〇%以上を示し、Houden郡を除くAグループのそれにほぼ匹敵する水準をみせて

第 22 表

郡 名		Tykhill	Stayncrosse	Aggebrig	Clarrowe
A	織布工	40名	12名	22名	96名
	縮絨工	27	4	18	12
	染色工	0	0	0	4
	剪毛工	0	4	0	0
	仕立工(裁縫工)	81	48	75	114
	手袋工	0	2	2	3
B	小 計	148	70	117	229
C	総職業人口	3099	2008	2611	6571
D	B/C	4.7%	3.9%	4.5%	3.4%
E	靴 屋	26名	68名	43名	51名

第 23 表

郡 名	Tykhill	Stayncrosse	Aggebrig	Clarrowe
鍛 冶 屋	106名	59名	40名	67名
釘 工	0	0	6	0
刃 物 工	1	0	0	0
金 細 工 人	2	0	2	0
車 大 工	50	2	35	9
小 計	159	61	83	76

いる(Clarrowe郡のみは比率が100%を僅かに割っているが、

加工部門の営業種類がかなり多い点を考慮して当グループに入れておく)。事実、主だった諸加工部門はすべて分出されており、たとえば主要消費資料生産部門及び金属加工部門についてみると第22及び23表に示す如く、それぞれの専業手工業者が数多く現われていることが明瞭である。靴屋の如きはAグループと較べて何ら遜色がなほどのあまたな人数に達しており、特にStayncrosse郡では彼らの分出が顕著である。こうした諸加工部門とともに、第519

表を検討すればわかるように、各種の商人層及び奉公人層がかなりの程度形成されており (Stayncrosse 郡のみは「奉公人」が少く、これに代って「下僕」層が多い)、また当然に当グループの諸村落にも「労働者」層の分出が推定されるのであるが、既に述べたように「農民」項目中に混在する彼らの人数を確定することができな⁽¹⁾。

他の諸加工部門についてはもとより、衣料生産部門及び金属加工部門をも含め、全体として社会的分業の展開水準はAグループよりやや低い⁽²⁾が、その反面、各種の手工業者層の各村落への分散性はAグループに比較して一層著るしい。ただ若干の村落において特定手工業者がやや多く存在するのが認められるのみである。たとえば Gresbrok 村・鍛冶屋 (二六名)・車大工 (二一名)・Kymbirword 村・鍛冶屋 (一四名)——以上 Tykhill 郡。Wykesburgh 村・靴屋 (二〇名)——Stayncrosse 郡。Stanlay 村・仕立工 (一四名)・Meyday 村・靴屋 (一二名)——以上 Aggedrig 郡、等である。そして後に毛織物工業の中心地と化するに至る Wakefeld (Agebrig 郡) や Lipon (Clarowe 郡) をはじめとして、各地に散在する Laghton, Bolton, Kymbirword, Bemeslay, Thornhill, Wethirby, Asmunderby 等々では、爾余の手工業者をも吸引しつつ、ようやく市場町としての姿を形成し始めていることにも注目する必要がある。

以上の如き当グループにおける社会的分業展開の実態からみ

て、商品経済の進展状況については、その程度は若干落ちるとはいえ、Aグループについてとほぼ同様のことをいいうると思われるので繰返さない。

Cグループ (Staycliff, Ansty, Barkeston, Morlay, Skyrak, Yukros の諸郡)。

ウェスト・ライディングの中でもおおむね北西部に位置する当グループの諸郡では、專業化された加工部門の種類の数も少く、また全体としての商工業者数においても総職業人口の五—一〇%を占めるにとどまる。換言すれば、これまで検討して来たAグループと比較すればもとより、Bグループに較べても一層農業的色彩が濃厚であるといわねばならない。ここでも「労働者」層の分出を数量的に捕捉することはできないが、「奉公人」に関していえば右の事態と対応して彼らの分出はかなり少い。ただ当グループの中でむしろBグループに近い Staycliff 郡では比較的多く存在している。

織布工・仕立工 (裁縫工)・鍛冶屋・靴屋等の主要な手工業者層の分出も同郡にやや多く見出されるが、他の郡ではめだって少い。しかもA・Bグループでは、これらの手工業者が他のあまたの手工業者に対比すればかなり不均等に大きな比重を占めていたのであるが、当グループの諸郡ではそうした趨勢もあまり認められることはできないといつてよい。織布工の分出が全くみられない村

落も極めてしばしば見出される。このことは逆にいえば、社会的分業の展開水準が高まるにつれ、そうした手工業者が他の手工業者に比して不均等に増大してゆくこと（C↓B↓Aグループと順次かかる傾向が強くなっている点を対比されたい）、換言すれば、当面の段階における小ブルジョワ的局地内分業は、そうした営業部門を先頭として爾余の諸部門を巻き込みつつ進展するものであったことを示している。

それはともかく、このような農業的色彩の強い諸村落の中に、散在的ではあれ、かなり工業化した村落が市場町として点在していることを見逃すべきではなからう。（たとえば、Skyrak 郡における Thornour〔整理番号 No. 17〕、Ikelay [No. 32]、 Leeds [No. 41]、また Barkington 郡では Tedcaster [No. 32]、Selby [No. 43] を含む）。したがって、さま、穀物及び羊毛生産に關して、その商品生産としての進展度を測定することができないので断定は不可能であるが、社会的分業形成の数量的指標からみれば、こうした市場町周辺を除くと商品経済の進展は上述の二グループに比して未だ微弱であり、一層現物経済的な諸村落がひろがっているかに思われる。

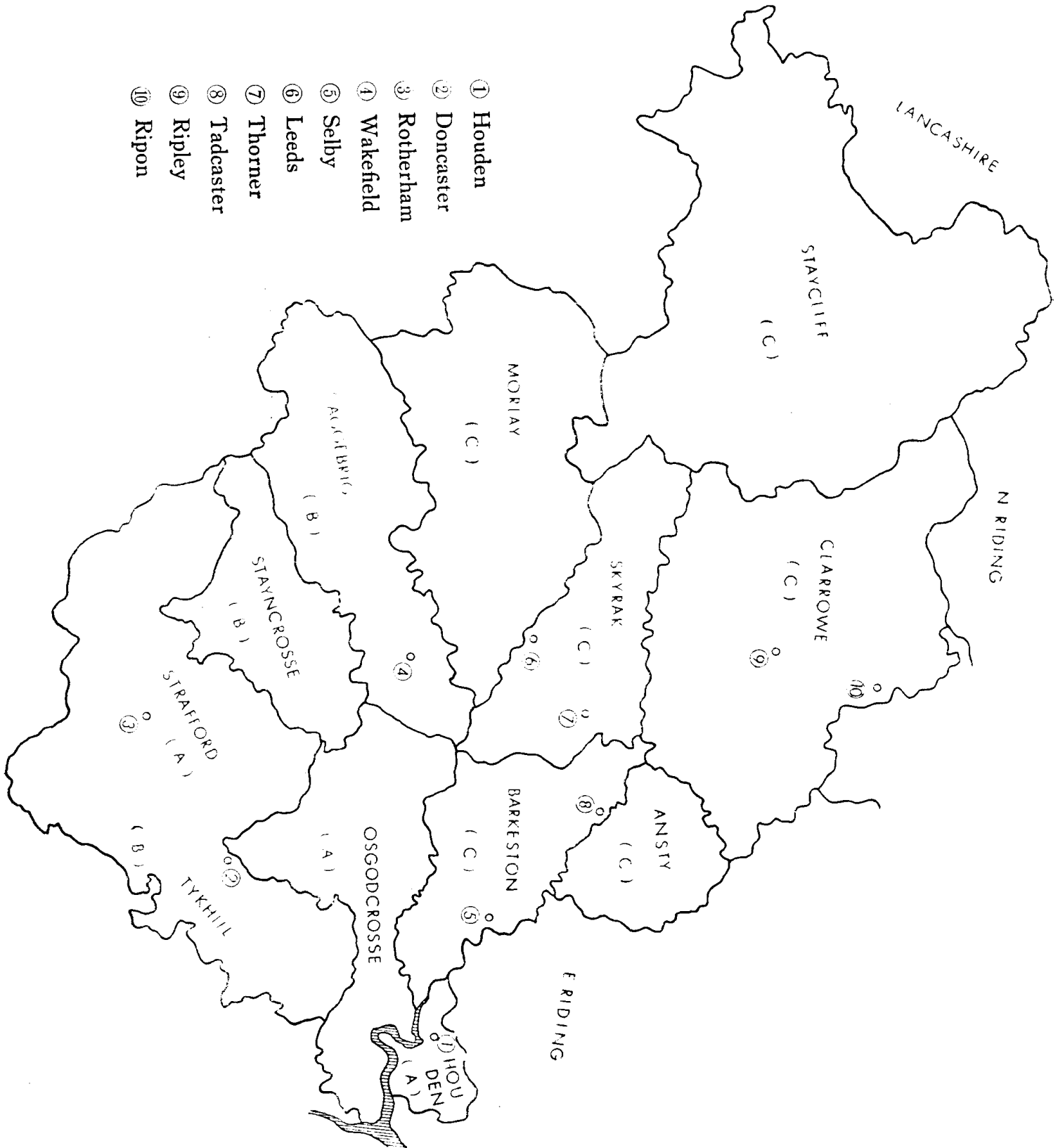
註(1) Clarrowe 郡のみは一八名の「労働者」を析出しえたが、これが同郡のすべての「労働者」を含むものであるか否かは不明である。

四 小ブルジョワ経済の形成と市場構造

前節においてわれわれはウエスト・ライディングにおける職業別人口構成を検討し、かなり大きな地域的偏差を示すとはいえず、ともかくも社会的分業が封建社会における特徴的な編成の枠を溢れ出して農村内部に展開されていること、またその展開の顕著な地域においては商工業を専業とする層が「郡」平均ですら当該郡内総職業人口の二〇%内外を占めるにまで至っており、彼らの職種の多様性、並びに日雇労働者・奉公人層の広汎な形成と相俟って、もはや農民の現物経済の単なる補充物などとはとうてい見做し難い事態となっていること、以上のような諸点を社会的分業の数量的な分析から示唆しておいた。本節では若干の史料を補足しつつ、この点を一層明確にすることに努めたいと思う。

〔I〕まず、ほぼ当面の時期に至るまでにヨークシャー西部地域において市場（＝週市）開催権が公認された農村市場町の分布状態を地図上に図示すれば第2図の通りである（ウエスト・ライディング以外に属する市場町でも、周辺に位置するものは参考までに掲げておいた）。見られるように、特権都市ヨークの周辺では、かなり広い範囲にわたって、市場の開催が排除されている。しかしこれを除けば、ほとんどのいたるところにほぼ十マイル前後の間隔を以て市場町が簇生していることが判明する。特にヨーク市の南、Howden, Pical, Selby 等の周辺からはじまって西の方

第2図 ヨークシャー・ウェストライディング周辺
市場町分布図



→向ス、Wakefield, Leeds, Bradford 等のウェスト・ライディングの中枢部というべき地域を含みつつ更に北へ伸びる一帯では、その分布密度が一層こまやかであり、ほとんど四・五マイルごとに一つの市場町を数えるほどに踵を接して連なっている。このあたりから西北部の方へ入ると市場町の存在はようやく散発的となつてゐる。ただに当地方のみならず、この頃までに全国いたるところに簇生したかかる市場町が、隔地間分業に基づく商品取引の拠点たる旧來の特権都市とまさに對抗しつつ、局部的商品流通の中心地と化するに至つたこと〔需給の重要中心地の分散 decentralizing〕ノール（ヒルトン）、またそこではもはや中小領主層による商品取引すらも捲き込みつつ、各種の食糧品（穀物、家畜、魚類）をはじめとしてさまざまな日常必需品が、就中、生産者相互の間で取引されていたことは、すでに実証済である。²⁾しかも市場町間の距離十マイルといえ、わが国の約四里にあたり、当地域の生産者は遠くとも二里も行けばいづれかの市場町へ到達しうるわけであつて、農村内部における商品経済の内への進展度はすでに著るしく深まつてゐるといわなければならぬ。

〔Ⅱ〕前項で当地域における農村市場町の簇生を検出しつつ、その分布密度に若干の地域的偏差が看取されることを指摘したのであるが、そうした大抵みな地域的濃淡の差は、すでにわれわれが前節で検討した社会的分業の展開水準におけるそれと、まさにほぼ符節を合していることにまず注目されたい。第二に、これら

市場町における職業分化の状態を前掲第2ノ第14表と対比しながら調べてみると、たとえば Aberford [Skyrak 郡、整理番号 No. 31] や Gysburn [Staycliff 郡、No. 4] などの如く、商工業者数が僅少である場合も例外的に見出されるが、他の地方についてはすでに指摘されているように、³⁾当ヨークシャー西部においても、週市の開催が公認された所では殆どすべての場合に商工業者層が多数存在していることが看取される。以上の諸事実を照し合わせると、手工業者層の大量的存在と市場町との密接な関連、換言すれば、上乗れわれが検討して来たこの段階における社会的分業の展開と小ブルジョワ経済形成の内面的連関をこの点でもはっきりと指摘しうるのである。しかも一例として第24表に示すように、こうした市場町ではかりに「労働者」「奉公人」を除いて算定した商工業者についてさえ、彼らが当該村落における職業人口中、著るしく高い比率を占めるか、ないしは比重はやや小さくとも大量に存在している。このことはこれらの場所が多かれ少なかれ周辺農村における「小工業中心地」Small industrial centre として、農産物を販売する農民に日常的手工業製品を提供するものであつたことを確証するであらう。

〔Ⅲ〕以上に述べた諸点をいさ少しく具体的に追求してみよう。まず、農村における商品生産の先端に立つ毛織物生産から始める。第25表はウェスト・ライディングに関する一三九六年（一三

第 24 表

村名落	総数	民農・労働者	奉公人	商工業者	その他
Hithe	204名	農民 (42 [20.6]), 労働者 (16 [7.8]), 奉公人 (58 [23.5]), 商工業者 (69 [33.8]), 不明 (19)			
North Duffeld	137	農民 (56 [40.8]), 労働者 (13 [4.6]), 奉公人 (21 [15.5]), 商工業者 (40 [29.2]), その他 (7)			
Bautre	150	94 [62.4]	14 [9.3]	40 [24.0]	
Scheffeld	520	415 [79.8]	19 [6.4]	72 [13.8]	
Rotherham	350	207 [59.1]	10 [2.8]	102 [29.1]	その他 (31)
Selby	462	344 [74.4]	10 [2.8]	106 [22.9]	その他 (2)

[] 内は村落内総職業人口に対するパーセンティジ

九五・一・一・四
 一三九六・一・一・一
 二〇〇の「毛織物
 検査簿」(ulmag-
 er roll) に基づ
 き、主要市場町に
 おける毛織物販売
 量と数量別販売者
 の内訳を示したも
 のである。(4)
 同表に関しては
 次の点に注意され
 たい。
 (1)ここに現われて
 いるのは公けに市
 場を通じて販売さ
 れた毛織物であ
 り、且つ毛織物検
 査規定を通過して
 売られたもののみ
 である。(2)この
 中には cloth of

第 25 表

市場 町名	毛織物 反数	販売 者数	販売反数						
			5反以下	10反以下	15反以下	20反以下	30反以下	50反以下	50反以上
Pountfret	105	14	6	2	4	2	0	0	0
Wakfeld	173 $\frac{1}{2}$	7	0	0	2	1	3	1	0
Ledys	120	5	1	0	0	1	2	0	1
Wetherby	35 $\frac{1}{2}$	6	3	2	1	0	0	0	0
Doncaster	28	9	9	0	0	0	0	0	0
Rodirham	18.6yd	5	5	0	0	0	0	0	0
Barnsley	26.6yd	7	6	1	0	0	0	0	0
Selby	22 $\frac{1}{2}$	5	3	2	0	0	0	0	0
Riyon	168.8yd	10	1	2	2	2	2	1	0
Skipton	21.7yd	6	5	1	0	0	0	0	0
合 計	1,718 $\frac{1}{2}$ & 3yd	74	39	10	9	6	7	2	1

第 26 表 (1473—75)

地名	生産額
York	2,346
Halifax	1,493
Ripon	1,386
Almondbury	427
Leeds	320
Pontefract	214
Bradford	178
Wakefield	160
Barnsley	142
York を除く 合計	4,320

assize (= Whole cloth = 広巾織) の半分の長さの \wedge strait \vee なし \wedge kersey \vee と呼ばれる安手毛織物も含まれているが、反数の計算は前者に換算した。(3)ある市場町、たとえば Wakefield における販売量は厳密に Wakefield のみでなく、これを中心とする「管区」honour 内の農村で生産されたものを含んでいる。(5) さて上表に記録されなかった闇販売の毛織物がかなり推定されることを充分に考慮しつつ、一応の目安として同表を(6)検討しよう。前節で当地域の各農村に毛織物専業者が形成されたことをみたのであるが、毛織物生産がいまや恒常的な商品生産として営まれ、且つかかなりの規模に達していることの一端が示されている。ウエスト・ライディングにおける生産額(公けに販売されたもののみ以下同じ)は、当時イギリス最大のクラフト・ギルドを有するヨーク市のそれと比較してまだ五分の一に過ぎないが、以後急速な発展をとげ約一世紀後については第26表の如き数字を(7)挙

第 27 表

販売反数	販売者数
3 以下	23 名
5 "	25
10 "	17
15 "	3
20 "	3
25 "	2
30 "	2
35 "	1
計504,5反	計 76 名

げることができる。(8)前表と比較して約一世紀の間に毛織物工業中心地の順位は大巾に変化しているが、ともかくも十五世紀末にはウエスト・ライディングの農村毛織物工業はヨーク市のそれを圧倒するに至るのである。

次に前掲第25表における販売者の内訳をみると、合計七四名

中、毛織物販売量一〇反以下の者が過半数の四九名を占め、他方、三〇反以上の販売者は僅かに三名(各三六、四八、五二反)を数えるにすぎない。(9)一三七八年のイースト・ライディングについても第27表に示す如く、ほぼ同様の事態が看取され、総数七六名中、一〇反以下の販売者が六五名の圧倒的多数を占める。以上を前節で検討した諸結果と照合するならば、当地方における農村毛織物工業従事者の大部分が、基本的に独立の小商品生産者であり、すぐれて半農半工の \wedge cotter weaver \vee として、小規模ながら近隣の市場目当に毛織物工業にたずさわっている姿が彷彿せしめられるであろう。このことに関連して以下のことも附言しておこう。当地方の毛織物工業においては、特権都市による問

屋制的農村支配がすこぶるルーズであるばかりでなく、十六世紀以降においても農村の生産者の圧倒的部分は——東部・西地の諸地方に対比して——すぐれて小織元（＝独立中小生産者⁽¹¹⁾）としての姿を保持していることは、すでに周知のことに属する。絶対王政成立期に至って農村毛織物工業の内部からかなり顕著に新たな問屋制の拡張が看取される東部地方においてすら、十四世紀末葉にはまだそうした傾向があまり見出されないことを考える時、同じく当面の段階におけるウェスト・ライディングの毛織物生産者層に、前貸問屋織元としての性格が支配的であったと解することには困難である。当地方の毛織物工業の急速な発展とともに十五世紀末に至ってようやく「織元」clothierと呼ばれ、たとえば Almondbury の如き毛織物市場でかなり大量の毛織物を販売する層が現われていることと対比されたい。⁽¹⁴⁾

註(1) 市場開催権の認可に関する部分は、米川伸一氏の検索された史料に基づくものであることを記し、同氏の御好意に對して厚く御礼申し上げる。

- (2) さしあたり R. H. Hilton, *op. cit.*, p. 135—138. 米川伸一、前掲『農村市場』の成立、「社会経済史学」二二卷、三号参照。
- (3) 米川伸一、同右、七二頁。
- (4) The Early Yorkshir Woollen Trade, ed. by J. Lister, in: Yorkshire Archaeological Society. Record Series, Vol. LXIV, pp. 95—98. 本稿作製。
- (5) Cf. *ibid.*, Introduction, xxiii—xxix.

(6) Ulmage Accounts の史料批判としては E. M. Carus-Wilson, *The Aulmage Accounts: a Criticism.* in: *do.*, *Medieval Merchant Venturers.* を参照。

(7) W. B. Crump and G. Ghorbal, *op. cit.*, p. 29. 本稿 H. L. Gray, *The Production and Exportation of English Woollens in the XIVth Century*, Eng. His. Rev. Vol. XXXIX; R. A. Pelham, *Fourteenth-Century England*, in: *An Historical Geography of England before 1800.* ed. by H. C. Darby, p. 250. 参照。

(8) W. B. Crump & G. Ghorbal, *op. cit.*, p. 29; *The Early Yorkshire Woollen Trade*, Introduction, XXX.

(9) *The Early Yorkshire Woollen Trade*, pp. 35—37. より作製。第25・27表について、生産者の販売数量による各階層別の全生産額に対する比率を算定して示そうと思つたが、史料からの算定方法が複雑であるので省略する。ただ、販売量一五反以下の生産者層によるものが、全生産額の過半数を占めることは確實である。

(10) とりあえず、E. M. Carus-Wilson, *The Woollen Industry*, p. 224. 参照。

(11) 何よりも、かの「トリファックス条例」をみよ。2 & 3 Ph. and M., c. 13, *Statutes of the Realm*, Vol. IV, p. 288. この点は H. ヒートン、W. B. クランプ、G. ラムゼイ等のすべての研究が指摘するところである。

(12) サフォーク・トラバにおける毛織物工業の展開を詳細に追跡した G. A. Thornton, *op. cit.*, pp. 174—175. 本稿はつきりと指摘してゐる。

(13) たとえば吉岡昭彦、前掲「研究動向」西洋史研究一復

刊三号、六八頁の提言を参照。ついでながら、ヨークシャー西部の「人頭税報告書」には「職元」及び「紡土工」は全く現われていない。

(14) Cf. W. B. Crump and G. Ghorbal, op. cit., p. 29—30.

[N] 当面の段階において毛織物工業以外の農村手工業が小商品生産として営まれていることをそのものとして示す史料は極めて乏しいが、「労働者条例」価格条項違反ケースを検討することによって若干の個別的事例を窺うことが可能である。目下、筆者にはウェスト・ライディングに関する史料を見ることができなかつたので、隣接するリンカーンシャーの《Peace Roll》(1360—1375)に現われた史実をいくつか紹介しておく。

(1) 価格条項違反事例の中では、各種の穀物、鮮魚等々の食品取引に従事する者が forstallator⁽²⁾として商品を買占め、価格を釣り上げた廉による例が圧倒的に多い。穀物がすでに早くから局地内で商品化されていたことに伴って、穀物の「買占」自体は assize of bread and beer⁽³⁾の違反として各地の《Court Roll》に記録されているところであり、格別新しいことではない。しかし、かかる「買占」違反事例が、かくも頻繁に見出されることは、少くとも各地の農村における穀物取引の稠密さを示唆するであろう。事実、右の違反例中には、単なる「買占」にとどまらず、彼らが『近隣のさまざまな市場町で小売』(vendiderunt ad retail-

iam in diuersis villis mercatoris patrie) している例があまた散見され、彼ら商人層の歴史的性格はともかくとして、局地内で取引される小売穀物の存在を示していることを見逃すべきではあるまい。

(2) 『靴屋である H・S なる者は一對の短靴を W なる者に一六ペンスで売り、且つ同様にして同人は他の多くの者に過度の価格で販売し (sic vendidit diuersis hominibus excessive vnde) 三シリング四ペンスの不当利得をえた……』⁽¹⁵⁾

『H・S なる者は、Stelford の市場において R・S なる者
に一對の短靴を八ペンスで売り、後に彼は残りの短靴を近隣の
さまざまな人に同様の価格で販売し、庶民に大害を与えて
する……』⁽¹⁶⁾

右の如く農村に分出された「靴屋」が「価格条項」に違反しつつ、生産物の小規模な製造販売者として現われている例もすこぶる多数見出される。

(3) これに関連して「皮なめし工」の事例。

『T・G [以下四名の者]は、リンカーンシャーのさまざまの市場町で T・G、I・R、以下の] さまざまな靴屋に
なめし革を販売し、以下の如き不当利得をあげた、すなわち
「それぞれ」六シル八ペンス、一三シル四ペンス、二〇シル、
二〇シル⁽¹⁷⁾』

『皮なめし工である B・B の息子 R は、……さまざまな市

場町で生皮を購入し、これをなめした上で Gainsborough その他の場所で販売し、二〇シルにのぼる不当利得をあげた……』⁽⁸⁾

『皮なめし工である N・R と T・B は……なめし革を皮なめし加工賃として生皮の二倍の価格で販売し、かくて過度な利得をえていた……そして彼らはなめし革を公開市場で市場日に (in pleno mercato diebus mercatorum) 販売すべきであるのに、そこでは売らず、ただ彼らの自宅のみ (in suis propriis domibus) 売っている……』⁽⁹⁾

その他、各種の商工業者の事例を挙げる事ができる、このような事態は決してリンカーンシャーに限られぬ全イングランド的現象である。⁽¹⁰⁾ 「価格条項」違反事例——特に穀物買占——の歴史の意義を詳細に論究することは、改めて別個に取上げなければならぬ問題であるが、ここではともかくも、前節で検出した社会的分業の顕著な展開を背景に、手工業者層が局地的市場町を中心に小規模な取引を頻繁に行いつつ、独立の小商品生産者として現われている、という事態の一指標としてのみ掲げておく。しかも彼らの場合、農業経営と結合してはいるが、『人頭税報告書』の記載からも明らかかなようにすぐれて手工業者なのであり、単に自己の生産物の剰余をのみ市場にもたらししている、などというのではないことが指摘されよう。

〔V〕最後に、われわれはこうした個別的諸事例を念頭におい

て、十四世紀末のイングランドにおける全機構的動向を顧みなければなるまい。

多くの研究が示すように、当面の時期はマナー制度の解体過程がとどめ難く進行しつつある段階であり、そして「封建的危機」の段階において、ひとりイギリスのみが国民的規模における貨幣地代の成立をみる事ができたのであった。そして続く十五世紀には史上、古典的に「人民の富」 Volksreichum を形成しえたのみでなく、イギリス封建制は以後、ついに地代形態を逆転せしめる事ができなかつたのである。「絶対王政確立期の基軸的地代形態における英・仏の差異！」。この点は、貨幣経済の展開一般ではなく、直接生産者のイニシアティブのもとでのそれが、イギリスでは広く且つ深く進展したことを post festum に表現する以外の何物でもないといつてよい。

しかも一般的成立をみた貨幣地代は、その水準においてエーカ―⁽¹¹⁾ 当り大工一日の日賃銀ほどの全く名目的なものとなるに至つたのである。かかる地代水準の低落を代位・補充するものとして、国家的規模においてコスミンスキーのいわゆる centralized re-⁽¹²⁾ ーヴが打ち出されて来るのであるが、それはともかく、剰余労働の名目的部分しか吸収しえぬ封建地代の低落が、結果として逆以小商品生産の展開に与える促進的影響は想像するに余りがある。いうまでもなく、われわれの検出した如き社会的分業の展開水準を成果としてふまえた上での事であるが。

かくして、都市ギルド手工業者層の〈urban exodus〉の早熟⁽¹³⁾的な発生と、中世都市の衰退をもたらしつつ、農村は新しき諸工業の立地となつて行くのである。

われわれは、前節以来の分析を総括することによつて、かの十五世紀を彩るところの、いわゆる「経済的停滞」と商品経済の「高度な局地化」を惹起せしめた歴史的前提が、その基本線において如何なるものであつたかをほぼ了解しうる地点に到達した。それが同時に「労働者の黄金時代」を出現せしめた客観的諸条件⁽¹⁴⁾でもあることについては、もはや繰返すまでもなく。

- 註 (1) Some Sessions of the Peace in Lincolnshire. ed. by R. Sillem. Lincoln Record Society Publications, Vol. 30. —以下 Sessions of the Peace の略称。
- (2) 醸造人その他の量目規定違反をも含めて、以下の箇所をみよ。Sessions of the Peace, pp. 14, 17, 22, 30, 47, 51, 52, 68, 73, 84, 85, 89, 96, 99, 101, 168, 178, 201, 202, 211, 224, 227, 234.
- (3) Cf. N. S. B. Gras, The Evolution of the English Corn Market, pp. 24ff et passim.

- (4) Sessions of the Peace, p. 85.
- (5) Ibid., p. 198.
- (6) Ibid., p. 199.
- (7) Ibid., p. 49.
- (8) Ibid., p. 84.
- (9) Ibid., p. 220.
- (10) たとえば、一三八九—九〇年間のエセックスにおける事

例については N. Kenyon, Labour Conditions in Essex in the Reign of Richard II, App. A—IV, in: Ec. H. R. Vol. IV/4. 参照。

(11) 岡田与好、前掲「基本的特質(一)」「社会科学研究」五卷二号、八一頁以下参照。

(12) Cf. E. A. Kosminsky, The Evolution of Feudal Rent in England from the XIth to the XVth Centuries. in: Past and Present, No. 7.

(13) イギリスにおける〈urban exodus〉——すなわち、封建的共同体がかかるものとして内に含みうる社会的分業——生産諸力の最高度の発展形態たる「クラフト・ギルド」が生産諸力の一層の発展の前に極端となり始めたことを告知する興味深い現象——が予想外に早くから開始されつつあることについては E. M. Carus-Wilson, An Industrial Revolution of the XIIIth Century. in: do., Medieval Merchant Venturers, pp. 204ff. 参照。

(14) 前掲拙稿「社会的分業の存在形態」「歴史学研究」二〇七号、一六一—一七頁、参照。

五 五 五 五 五

以上、われわれは、十四世紀末におけるヨークシャー西部地方の全域にわたつて社会的分業の実態を検討して来たのであるが、以下、主要論点を要約しつつ本稿のむすびとしたい。

「I」農村内部に検出される社会的分業の展開は、封建社会に

おけるその基本的編成(農村と都市の排他的構成)をもはや大巾に溢れ出しており、明らかに小商品生産・流通の一環たる性格を帯び始めていることはこれまで果して来た、社会的分業の分析からみて明瞭であるといわなければならぬ。

〔Ⅱ〕 当面の段階では、大把みにいって、諸加工部門相互においても、また地域的にみても、社会的分業の分散的發展が基調となつているといってよい。そして各所に小市場町が散在的に形成され、これをとりまく周辺農村と小ブロックを形づくりつつ局地的な商品経済の結節点となつていと思われる。

〔Ⅲ〕 農村内部に小商品生産の進展が看取されるのみではない。著るしく多彩な諸加工部門の形成は、農村内部で諸部門相互間の素材補填が、基本的には自足的に可能となりつつあること〔自律的再生産圏の生成〕を展望しており、更にいわゆる「賃銀」(貨幣形態での)の取得者である「日雇」層が広汎に形成されていくことが加わり、内部市場の深まりはすでに相当のものであったことが推定されるであろう。したがってこの場合、社会的分業の展開はすぐれて局地的な市場圏を構成するものであったといわなければならぬ。

〔Ⅳ〕 それにも拘らず、社会的分業の展開水準の高まりは、衣料生産部門の比重増大という歴史的形態をとって進行する傾向を示しはじめている。このことは、社会的分業の展開が該部門をいわば索引車として行われ社会的分業發展の指標をなすといえよう。

しかし、他面、その局地的集中と局地内部における当部門の專業化が一層激しくなるならば、封建的諸關係と右の新たな再生産圏の孤立分散性とが揚棄されぬ限り、却って資本主義の順調な形成に逆動する対立物に転化される可能性を含んでいこともまた、銘記さるべきであろう。(1)ともあれ当面の段階では、とりわけヨークシャー西部ではそうした傾斜が未だ微弱であるといつてよいことは、すでにわれわれの検討したところである。

〔Ⅴ〕 当地方は、同じ時期の東部、西部地方と比較して、通例、後進的とされているのであるが、われわれの作業の結果から受ける印象では、後進的といえるのは毛織物工業の生産額に關してであつて爾余の諸加工部門の多彩な展開という点では必ずしも劣るものとはいひ難いかの如くである。むしろ同じ時期の東部・西部の諸地方に比較した場合、毛織物生産部門がいちはやく独走する〔他の諸加工部門が相対的に未發展のうちに、高度な集中的發展をとげる〕ことなく、局地内部にさまざまの諸加工部門の雁行的發展を特に包含・成熟せしめつつあるかに思われる。この点は東部・西部諸地方との詳細な比較検討を俟たねばならないが、右の印象にして大過なしとすれば、他地方に比してヨリ一層、自律的―自己完結的な局地的市場圏の形成とその拡充を基盤とするものであつたことが、ヨークシャー農村毛織物工業における「純粹培養」的發展の一つの要因となつていのであるまいか。(2)もとより、以上は社会的分業―市場形成という視角からする印象にとど

まり、当地域の農業⁽³⁾と土地制度及び生産形態の分析と併せて十分に検討されなければならないであろう。ただ後者は本稿の目的を越えた、改めて究明さるべき課題である。

Hage, chap. III, IV. 参照。

(一九五八・十二成稿)

註(1) 拙稿「社会的分業の存在形態」『歴史学研究』二〇七号、二七—二八頁、及び『問屋』織元の歴史的性格』『西洋史学』三三七号、四五頁以下、参照。「封建的危機」の封建的土地所有の再編は絶対王政の形成へのいわば「巻き返し」を可能ならしめた経済的基盤もまた、かかる社会的分業発展の歴史的形態は市場構造から究明されなければならないであろう。

(2) この意味でヨークシャー西部と東部ないし西部地方の社会的分業は市場構造の対比ばかりでなく、大陸とニュー・イングランドにおけるそれが市場形成論の視角から比較されるならば、経済史学の共有財産は一層豊かなものとなるであろうと予想される。かなり顕著な局内分業の形成をみたフランスでさえ、その内部における不均等発展によつて、「局地的工業」が絶対王政成立期にかけて続々と「母胎産業」に転化されて行く動向をみよ。中木康夫「絶対王制期における産業進化の二段階について」『経済学論集』二五卷、三号、参照。

(3) Wakefield 周辺における開放耕地制の早熟的消失と荒蕪地の小圃込の進展についてはとりあえず W. B. Crump and G. Chorhal, op. cit., p. 14. をみよ。もとより早急に一般化はできない。たとえば Stafford 郡の一村落における三圃制度の残存例として G. A. Ruston, Hooton Pagnell, The Agricultural Evolution of A Yorkshire Vi-